

資料 4

第 6 次高槻市総合計画策定に向けた  
課題検討集

令和2年1月7日

高槻市



# 目次

高槻市総合戦略プラン（第5次高槻市総合計画）基本計画28に基づく取組状況 .....	1
高槻市行財政改革大綱に基づく取組状況 .....	75

## 高槻市総合戦略プラン（第5次高槻市総合計画）基本計画28に基づく取組状況

本市では平成22年度に「第5次高槻市総合計画（高槻市総合戦略プラン）」を策定した後、基本計画の中間見直しを行い、平成28年度から「第5次高槻市総合計画（高槻市総合戦略プラン）基本計画28」に基づき、令和2年度までを計画期間として、まちづくりを進めてきました。

この間、少子高齢化の一層の進行や相次ぐ自然災害の発生など、本市を取り巻く状況は変化しており、特に、昭和40年代に大阪・京都の住宅都市として、全国的にもまれに見る人口急増を経験した本市は、今後、社会保障関係費等の増大や公共施設の老朽化対策など、行財政面を始め、様々な課題に直面することが想定されます。

このような状況の中で、持続的な成長を次代につなげていくため、引き続き、議会や市民、事業者等とともに魅力あるまちづくりを進めていくための中長期的な方向性を示す計画として、第6次高槻市総合計画を策定するものです。

第6次総合計画の策定に向け、現行計画である基本計画28の取組の成果について検証を行うとともに、その進捗を示す指標、主な取組や成果、今後の課題を整理しました。

施策体系番号	1-1
名称	都市づくり・住環境

### 取組の方向性（行政）

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コンパクトシティ・プラス・ネットワークへの取組の推進</li> <li>2 新名神高速道路等の沿道まちづくりの取組の推進</li> <li>3 風格と魅力あるまちなみや景観の形成</li> <li>4 建築物の耐震化に関する意識啓発の強化</li> <li>5 利用しやすく、切れ目のない耐震化支援の充実</li> <li>6 個々の事情に応じたきめ細かな対応の検討</li> <li>7 耐震化アクションプランを策定</li> <li>8 子育て世帯の空住戸活用を支援</li> <li>9 多様な居住ニーズに応じた住宅確保を推進</li> <li>10 既存住宅ストックの適切な改善及び利活用の促進</li> <li>11 市営住宅の建て替え及び長寿命化</li> </ol>
---

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
景観重点地区の面積	9.3ha (平成26年度)	9.3ha (平成30年度)	20ha
住宅の耐震化率	80% (平成23年度)	84% (平成27年度)	95%
心地よく暮らせる住環境が維持できていると思う市民の割合	86.4% (平成27年度)	88.8% (平成30年度)	90%以上

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成29年3月に、居住や都市機能の適正な立地と、これらをつなぐ交通ネットワークの維持を図る計画として、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」による誰もが住みやすく活力あるまちの実現を基本理念とした「立地適正化計画」を策定し、同計画に基づく届出制度の運用により、居住及び都市機能の適切な誘導を図っています。</li> <li>●平成28年3月に、本市の目指すべき将来都市像を交通面から支えるための計画として、『交通まちづくり』による住みやすさナンバーワンのまち高槻」を基本理念に掲げた「総合交通戦略」を策定し、同戦略に基づき、居住環境やにぎわいと活力、市民の交通便利性などの向上に資する施策を推進しています。</li> <li>●JR高槻駅においては、平成28年3月に新ホーム（1番線・6番線）が供用開始され「特急はるか」の停車が、平成29年3月には「特急サンダーバード」の停車が実現しまし</li> </ul>
---

た。また、平成 28 年 3 月供用開始の新ホームに昇降式ホーム柵が整備され、その後既存ホームにおいても、J R 西日本が取り組む可動式ホーム柵設置への支援を行っています。

- 「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」の適切な運用を図ることを目的に、平成 30 年 10 月に「都市計画提案手続要領」、平成 31 年 2 月に「市街化調整区域における地区計画に関する運用基準」を策定しました。
- 平成 26 年度に策定した「都市計画道路見直し方針」に基づき、関係機関との協議調整を踏まえ、44 路線（総延長 114.710 km）あった都市計画道路を 39 路線（総延長 87.894 km）に都市計画の変更を行いました。
- バリアフリー基本構想に基づき、関係機関と連携した整備を推進するとともに、小学生を対象とした総合学習の実施等、心のバリアフリーの醸成を図っています。
- 新名神高速道路高槻インターチェンジ周辺及び関連道路の沿道地域においては、地区特性に応じた土地利用への規制・誘導を図り、本市の経済活力の増進につながるよう地元まちづくり協議会等の活動に対する支援を行いました。
- 成合地区では、平成 30 年度に高槻市成合南土地区画整理組合の設立を認可し、以後、本市の新たな玄関口にふさわしい土地利用を実現するため、引き続き組合に対して、各種公共施設等の整備に必要な支援を行っています。
- 前島地区では、十三高槻線、牧野高槻線交差点における計画的な土地利用に向けて、まちづくりの検討を行うとともに、地元協議会と道路整備を契機としたまちづくりの必要性について意見交換を行いました。
- J R 高槻駅北東地区については、平成 28 年 11 月に民間による都市開発事業が完成し、事業完了後も官民協働の一体的維持管理に取り組んでいます。また、当該地区は平成 22 年度に景観重点地区に指定し、本市の玄関口にふさわしい都市景観の形成に努めています。
- 市民及び事業者の景観意識の醸成を図るため、「高槻ええとこクイズラリー」や景観写真展などのイベントを実施したほか、本市の良好な景観形成に寄与している建造物や活動を表彰する「高槻市景観賞」を平成 29 年度に創設しました。
- 高質な屋外広告物の掲出に向け、平成 26 年度に策定したガイドラインを活用して指導・誘導を行うとともに、未許可広告物の掲出者に対し、法令の周知啓発を図りました。
- 平成 27 年度に創設した「富田まちなみ環境整備事業」により、建築物等の修景や団体活動に要する費用の一部を助成し、風格と魅力あるまちなみや景観の形成に向けた、富田地区のまちづくりを推進しました。
- 新たな耐震改修促進計画である「耐震化アクションプラン 2017」を策定し、引き続き耐震化の促進に取り組みました。
- 旧耐震の住宅・建築物に対して、耐震診断、耐震設計、耐震改修工事、除却工事等の費用の一部を補助するとともに、戸別訪問、ダイレクトメール及び講演会等により耐震化

の必要性と補助制度の周知啓発活動を実施し、耐震化の促進を図りました。

- ブロック塀等撤去工事に係る費用の一部補助及び制度の周知啓発を実施し、道路や公園に面する民間所有の危険なブロック塀等の撤去促進を図りました。
- 生産年齢世代の市内定住を促進するため、市外在住の子育て世帯と市内在住の親世帯が同居・近居することを目的として、住宅の取得やリフォームを行う場合にその費用の一部を補助する「三世代ファミリー定住支援補助金」を交付しました。
- 高齢世帯の住み替えや若年世帯の市内定住の促進のため、(一社)移住・住みかえ支援機構(JTI)が実施する「マイホーム借上げ制度」の説明会を開催するなど、制度の普及に向けて取り組みました。
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等対策計画の策定に取り組むとともに、所有者等への意識啓発、空家対策のための体制構築、空家の流通・利活用の促進、管理不全の空家の改善指導等に取り組みました。
- 老朽化した市営富寿栄住宅については、建替基本計画の策定及び事業手法の検討等を行いました。

#### 今後の課題

- 更なる人口減少・少子高齢化が想定される中、居住の誘導と都市機能の維持を図る必要があります。
- 公共交通利用者の減少が見込まれる中、現在の交通体系が持続可能なものとなるよう、適切に維持するとともに、地域主体の交通体系創出に向けた検討が必要です。
- 大阪府による更なる都市計画道路見直しに適切に対応する必要があります。
- 沿道まちづくりに取り組む各地区においては、地区特性や取組状況に応じ、財政的な支援や技術的支援等が継続して必要です。
- 「第1回高槻市景観賞」の選定・表彰を契機として、高槻の景観資源の保全や活用方策について、景観重要建造物及び景観重点地区の指定や市民意識の醸成、市民及び事業者に対する支援等の検討が必要です。
- 耐震化率の更なる向上に向け、耐震改修だけでなく、建て替えや住み替えを促進する必要があります。また、耐震化の必要性の啓発や補助制度の利用促進を図る必要があります。
- 「耐震化アクションプラン2017」において、住宅の耐震化率の目標を、令和2年度までに95%、令和7年度までにおおむね解消と定め、目標達成に向けた取組を推進していく必要があります。
- 危険なブロック塀等の撤去が促進されるよう普及啓発に取り組む必要があります。
- 多様な居住ニーズに応じた住宅確保の推進や良質な住宅ストックの形成に向け、住宅に関する様々な情報提供を行うなど、各種住宅施策の推進を図る必要があります。また、空家等対策計画に基づき、関係機関が連携しながら本市の実情に即した空家対策

に計画的に取り組む必要があります。

- 富寿栄住宅の建て替えについては、P F I手法を導入し、効率的かつ効果的な建替事業を推進する必要があります。



施策体系番号	1 - 2
名称	道路・交通安全

### 取組の方向性（行政）

1 「たかつき自転車まちづくり向上計画」等に基づく各種施策の推進
2 道路・街路事業の推進
3 無電柱化事業の推進
4 社会インフラの維持管理
5 道路の排水改善
6 通学路の安全対策の推進
7 新名神高速道路関連道路の整備

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
自転車関連事故の発生件数	471件 (平成26年度)	309件 (平成30年度)	400件
自転車交通安全教室の開催回数	38回 (平成26年度)	46回 (平成30年度)	60回
自転車通行空間の整備延長	0.3km (平成26年度)	7km (平成30年度)	25km
都市計画道路の整備率	48% (平成26年度)	66.1% (平成30年度)	60%

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の自転車利用に関する意識を向上させ、自転車に関与する事故を防止するため、「たかつき自転車まちづくり向上計画」等に基づき、自転車交通安全教室や各種イベント等を開催することで、自転車に関する交通安全教育の充実、啓発活動の推進を図りました。また、民間企業・団体との「自転車の安全利用に関する事業等連携協定」等の締結や同協定に基づく取組を実施することで、自転車安全利用条例の周知に加え、自転車利用に関する損害保険及び共済の加入促進等を行いました。</li> <li>●中心市街地における違法駐車の防止や放置自転車の抑制を目的に、市営駐車場4施設及び市立自転車駐車場7施設の管理運営を適切に行いました。また、老朽化した設備について計画的に修繕を実施するとともに、適切な管理運営手法や今後の施設の在り方について検討しました。</li> <li>●「たかつき自転車まちづくり実行計画」に基づき、自転車利用者のみならず、歩行者が安全・快適に通行できる道路交通環境を創出するため、南平台日吉台線、高槻駅緑</li> </ul>
--

町線、宮田塚原線など、自転車専用道や専用通行帯、車道混在を合わせて約7kmの自転車通行空間を整備しました。

- 国・大阪府が事業主体となる道路は更なる整備促進を要望するとともに、取組を支援し、国道171号における八丁畷交差点や大畑町交差点等が改良されました。また、大阪府が事業主体となる高槻東道路や十三高槻線（Ⅰ期区間）の整備、伏見柳谷高槻線の3車線化が実施されるとともに、高槻東道路（延伸部）、十三高槻線（Ⅱ期区間）、牧野高槻線等の用地取得業務を大阪府から受託し、事業の促進を図りました。さらに、市が事業主体となる都市計画道路などの幹線道路事業を進め、交差点改良や渋滞対策、交通事故対策など、市域の道路ネットワークの強化を図りました。
- 子どもから高齢者まで多様な道路利用者のニーズに即した道路機能を確保するため、バリアフリー基本構想の道路特定事業計画に基づいたバリアフリー化を進めるとともに、生活道路の安全対策としては、国や警察等とも連携しながら、ビッグデータ解析資料などを用いた危険箇所の把握や、道路上に物理的な狭窄部やハンプを設けることによる速度抑制対策など、様々な安全対策に取り組みました。
- 無電柱化事業については、中心市街地における通行空間の安全性、快適性を確保し、防災機能の向上や良好な景観形成を図るため、都市計画道路古曽部天神線を始め、市道高槻町1号線及び6号線において実施しました。
- 道路維持管理については、舗装の部分補修、転落防止柵の設置、構造物の補修など、適宜更新や修繕を行いました。あわせて、道路交通網の安全確保のため、道路やその付属物の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減等が図れるよう道路施設の点検や長寿命化計画を策定し、計画的な橋梁の耐震化や補修・修繕を実施しました。
- 社会インフラ（街路灯）の維持管理について、平成26年度に大型灯、平成28年度に中型灯をそれぞれリース契約によるLED器具への更新を行いました。また、平成30年度から小型街路灯についても計画的なLED化に着手しており、これらの取組により、老朽化した設備の安全性確保や、維持管理費用の平準化、電気料金等の低減によるライフサイクルコスト縮減を図りました。
- 道路の排水改善については、総合雨水対策アクションプランに基づき、道路冠水被害の軽減を図るため、雨水柵の蓋の改修や側溝の清掃など、道路排水施設の改良や維持管理を行いました。
- 通学路の安全対策については、歩道整備、路側帯のカラー化、防護柵の設置等の交通安全対策を実施しました。また、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して「通学路交通安全プログラム」に基づき、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組により、子どもの安全・安心を確保する取組を推進しました。
- 高槻インターチェンジ・ジャンクションが設置されるとともに、新名神高速道路の高槻－神戸間が平成30年3月に開通しました。また、アクセス機能の向上と円滑な交通処理による地域振興を図るため、大阪府が事業主体である高槻東道路の整備促進や、

南平台日吉台線など、関連道路の整備を行いました。

#### 今後の課題

- 自転車関連事故の件数は減少傾向にあるものの、全交通事故に占める自転車関連事故の割合は平成30年で33%と、依然として高い割合で推移しています。そのため、今後も引き続き、高槻警察署や関係団体等と連携して、自転車の安全利用に対する市民の意識向上を図っていく必要があります。
- 市営駐車場や市立自転車駐車場については、コインパーキングなどの民間施設の整備や、少子高齢化などの社会情勢の急速な変化等により、利用者数は年々減少傾向にあります。さらに、今後、施設の老朽化に伴う維持管理費用の増加が懸念される中で、市と民間の役割や利用状況等を踏まえた、施設の適切な管理運営を図っていく必要があります。
- 都市計画道路等の整備を推進するため、大阪府が事業主体である高槻東道路（延伸部）、十三高槻線（Ⅱ期区間）、牧野高槻線の用地取得に係る業務を本市が受託し事業の促進を図るとともに、府道萩谷西五百住線の事業化に向け取り組みます。
- バリアフリーや交通安全対策など、時代のニーズを踏まえた道路利用者の安全・安心な通行空間の創出に取り組む必要があります。
- 道路については、新規路線の整備から既存路線の維持管理にシフトしていく中で、必要な国の交付金の確保はもとより、事業の優先順位を見定め、取り組む事業の選択と集中を行う必要があります。
- 道路維持管理については、老朽化した道路施設の安全を確保するとともに、新たな社会ニーズへの対応に努め、最も費用対効果が得られるタイミングで修繕・更新を実施することにより、長寿命化、更新時期の平準化、ライフサイクルコストの縮減を図る必要があります。
- 社会インフラ（街路灯）の安定的な供給を目的としたライフサイクルコストの縮減のため、LED化未実施の灯具について効果的な更新手法を検討する必要があります。また、今後の維持管理についても、市民協働や民間活用の導入を含めてより効率的な管理手法の調査・研究を行う必要があります。

施策体系番号	1 - 3
名称	公園

#### 取組の方向性（行政）

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安満遺跡公園及び関連施設等の整備</li> <li>2 安満遺跡公園に関する市民活動の支援</li> <li>3 城跡公園の再整備</li> <li>4 摂津峡周辺地域の活性化</li> <li>5 市域南部における公園整備</li> <li>6 地域のニーズに合った安全な公園づくり</li> </ol>
--

#### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
市民1人当たりの都市公園面積	5.10 m <sup>2</sup> (平成26年度)	5.40 m <sup>2</sup> (平成30年度)	11.5 m <sup>2</sup>

#### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●安満遺跡公園の整備を推進し、平成31年3月23日に一次開園しました。</li> <li>●安満遺跡公園の市民活動組織「安満人倶楽部」が発足し、一次開園以降、園内で来園者を楽しんでいただけるようなプログラムやイベントが展開されています。</li> <li>●城跡公園の再整備について、「みどり」、「歴史」、「文化」をめぐる人々の交流と地域の活性化を促す新たな交流拠点となるよう、新文化会館の整備事業との調和を図りながら、各エリアの設計等に取り組みました。</li> <li>●摂津峡周辺の活性化について、摂津峡公園や芥川緑地において、バーベキュー客へのごみ放置禁止の啓発としてパトロールを継続して実施し、平成31年4月から、「摂津峡における自然環境の保全等に関する条例」の施行と合わせ、バーベキュー行為等の規制を行いました。</li> <li>●大規模公園への防犯カメラ設置について、公園の防犯性を高め、安全なまちづくりの推進を図るため、5か所の近隣公園に防犯カメラを設置しました。また、城跡公園の再整備においても、公園を安全に利用していただけるよう、防犯カメラの設置に向けて取り組みました。</li> <li>●芥川緑地の再整備について、プール跡地の整備方針を策定し、特色を持たせて広くPRし利用者の増加を図るべく、「健康づくり」をキーワードとして整備に向けて取り組みました。</li> </ul>
---

## 今後の課題

- 安満遺跡公園の全面開園（令和3年）に向けて、防災公園のほか、史跡整備、周辺道路など関連事業と連携・調整を図りながら公園整備を推進します。
- 安満遺跡公園の魅力向上のために、安満人倶楽部や指定管理者、店舗事業者等の公園関係者との連携・協力を推進します。
- 城跡公園の再整備について、城下町再生に向け、各事業と連携して取り組む必要があります。
- 芥川緑地の再整備について、あらゆる世代に利用していただけるよう、特色ある公園整備を進める必要があります。
- 城跡公園等、大規模な公園整備において、国の交付金の確保のほか、新たな財源の創出に向けて取り組む必要があります。

施策体系番号	1 - 4
名称	下水道・河川水路

### 取組の方向性（行政）

1 適正な維持管理と更新
2 下水道総合地震対策の推進
3 中長期経営計画の策定
4 河川等の環境保全

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
極めて緊急性の高い管渠の耐震化率	90% (平成26年度)	92.2% (平成30年度)	100%
下水道供用開始区域内の水洗化率	97.2% (平成26年度)	97.8% (平成30年度)	100%

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後増大する耐用年数を超えた管渠は、閉塞に伴うトイレの使用停止や道路陥没等の二次被害を招く恐れがあり、更新を計画的に行う必要があるため、平成29年度に下水道ストックマネジメント計画を策定し、これまでの発生対応型から予防保全型の維持管理へ移行するとともに、事業の平準化にも取り組んでいます。</li> <li>● 地震対策としては、平成26年度に策定した下水道総合地震計画に基づき、極めて緊急性の高い幹線管渠15.4kmを対象に、平成30年度末までに14.2kmの耐震化が完了し、耐震化率は92.2%となりました。また、令和元年度から、指定避難所となる小学校に順次マンホールトイレを設置しています。</li> <li>● 平成28年度から公営企業会計を導入し、適正な期間損益計算を行った上で、今後の事業計画、財政計画を反映した下水道等事業経営計画を平成29年3月に策定しました。この経営計画を指針として、公営企業として自立し、効率的で持続可能な経営を行っています。</li> <li>● 快適に暮らせるまちの実現に向け、公共下水道整備対象区域外である北部山間地域において公設浄化槽事業を行い、87基の合併処理浄化槽を設置しました。</li> <li>● 「かわ」と「まち」が融合した良好な水辺空間の形成を目指す「かわまちづくり」の取組を大阪府と連携し、摂津峡公園と芥川桜堤公園を結ぶ遊歩道やアユの遡上のための魚みち等の整備を行いました。</li> </ul>
---

## 今後の課題

- 老朽化対策及び地震対策事業については、多額の事業費を要するため、国の交付金を活用し事業を実施するとともに、事業費の平準化を行う必要があります。
- 大阪府流域下水道事業が企業会計化され、現在、大阪府と構成市町村で、流域下水道に係る経費の在り方について検討が進められており、負担増が見込まれています。また、使用料は減少傾向にあり、水洗化率の向上による収益の改善や使用料改定の検討を行う必要があります。
- 遊歩道や魚みちが整備され、魅力の増した芥川を最大限活用し、市民が水と親しみ、憩いの場となるかわづくりを、引き続き大阪府や市民団体と協働して進める必要があります。

施策体系番号	1 - 5
名称	市営バス

### 取組の方向性（行政）

1 安全・安心・快適かつ効率的なバスサービスの供給
2 経営基盤の強化
3 まちづくりと連携したバスサービス
4 乗客のニーズ把握に基づく魅力的なサービスの供給と乗客の確保

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
市営バスが運行していることにより交通の利便性の高いまちになっていると思う市民の割合	81.5% (平成27年度)	85.7% (平成30年度)	85%以上

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営バス路線の空白地域の解消に向けて、平成29年度に従来の玉川橋線の運行経路を変更し、竹の内・番田方面への運行を開始しました。</li> <li>●都市計画マスタープランに基づき、富田駅周辺のアクセス向上と周辺住民の利便性向上のため、令和元年度に昭和台線の休止及び富田芝生線の新設を行いました。</li> <li>●子育て世代に対する利用啓発を図るため、ベビーカー利用者に対してバスの乗り方教室を開催しました。</li> <li>●市の施策である子育て環境の充実に寄与するため、平成30年度に妊婦及び付添人の運賃を1乗車につき100円とする妊婦特別運賃制度（このとりパス制度）を導入しました。</li> <li>●円滑なバス運行の確保と利用者のバス待ち環境を改善するため、平成28年度にバス運行状況をリアルタイムで把握し、利用者に提供するバスロケーションシステム（バス運行情報システム）を導入しました。</li> <li>●市営バス利用者への情報提供サービスを充実させるため、平成28年度にバス車内前方の案内表示を大型で見やすいカラー液晶モニターに更新し、あわせて、駅ターミナルなど始発のバス停では、バス車外の行先表示器に発車時刻を表示するようにしました。</li> <li>●高槻市外からのお客様に対し、よりわかりやすい旅客案内サービスを行うため、市が発行する「路線バスで巡る高槻観光ガイドマップ」の策定に当たって情報提供を行いました。</li> <li>●バス事業者として様々な情報発信を行い、より質の高いサービスを提供するため、平成30年度に市営バス専用ホームページを開設しました。</li> <li>●便利で効率的な路線・ダイヤ編成を行い、乗客の利便性向上を図るため、平成29・30年</li> </ul>
---



度に敬老福祉パス等の各種乗車券の I C 化を進めました。

- バス待ち環境の改善を図るため、計画的にバス停上屋、ベンチ、標識柱等を更新しました。

#### 今後の課題

- 更なる安全・安心・快適かつ効率的なバスサービスの供給に向けて、安全対策や接客サービスの向上、利便性の高い路線やダイヤの設定等に取り組んでいく必要があります。
- 路線バス事業の経営環境が厳しさを増す中、経営基盤の強化に向けて、効率的な運行と生産性の向上等に取り組んでいく必要があります。
- 少子高齢化社会の中、高齢者無料乗車制度の利用実態に基づき、持続可能な制度となるよう関係部署と連携し、見直しを進めていく必要があります。
- 地方公営企業の強みをいかし、観光事業や子育て支援など、市の重点施策と今後も連携していく必要があります。
- 引き続き情報発信の向上に取り組み、新たな乗客の確保や魅力的なサービスの供給に取り組んでいく必要があります。

施策体系番号	1 - 6
名称	上水道

### 取組の方向性（行政）

1 安全な水の供給
2 安定した供給基盤の整備
3 危機管理体制の強化
4 広域化の課題等の検討
5 健全経営の確保

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
基幹管路の耐震適合率	48.8% (平成26年度)	52.3% (平成30年度)	52%
安全な水道水が安定して供給され、安心して水道を利用できていると思う市民の割合	95.1% (平成27年度)	96.4% (平成30年度)	90%以上

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道水質検査結果の信頼性確保のため、平成26年度に水道G L P 認証を取得し、水道水質検査優良試験所として規範に基づき水道G L P システムを推進してきました。</li> <li>●「水道事業基本計画」の基本方針に基づき、災害に強い水道施設を構築するべく、老朽化した施設や管路の更新と合わせて耐震化を計画的に進めるとともに、施設の効率化を図りました。また、「水道事業経営効率化計画」において、令和2年度末時点での基幹管路の耐震適合率52%を目標に掲げ、平成30年度末現在で52.3%の耐震適合率を達成しました。</li> <li>●「災害応急対策実施要領」「災害応急対策計画」及び「災害時行動マニュアル」を平成28年度に改定し、危機管理体制の強化を図りました。また、地域住民との協働の在り方の検討を進め、給水拠点等の整備を進める中で応急給水栓を設置し、日吉台地区コミュニティ連絡協議会と平成31年4月1日に応急給水活動についての覚書を締結しました。</li> <li>●大阪広域水道企業団の構成自治体の一つとして経営に参画するとともに、平成30年12月に水道法が改正されたことを受けて、大阪府が中心となり行っている府域一水道の在り方についての協議に参画しました。</li> <li>●「水道事業基本計画」に基づき事業を行うとともに、健全経営の維持に取り組みました。</li> </ul>
---

## 今後の課題

- 水質検査について、水道G L Pシステムを推進しつつ検査技術レベルを維持し、自らの改善を重ねるほか、4年毎の更新審査を受審することで、市民に公表する水質検査結果に対して高い信頼性と客観性を維持していく必要があります。
- 老朽化設備の計画的更新に取り組むだけでなく、大規模地震時における安定給水を目指し、基幹管路の耐震化、重要給水施設に至る管路の耐震化を優先的かつ効率的に進めていく必要があります。
- 経営上及び防災上の観点から重要な大冠浄水場の自己水について、引き続き安定的に確保していくため、浄水処理工程の更新を検討する必要があります。
- 年間1,200万 $\text{m}^3$ の自己水の有効活用を図るため、必要に応じて給水区域の拡大を行っていきます。
- 職員の技術力の向上に取り組む必要があります。
- 平成30年6月の大阪府北部地震での経験を踏まえ、より迅速・的確な対応を行えるよう、災害応急対策実施要領等の見直しを進めることが必要であり、また地域住民との応急給水活動の協働を今後も更に進めていきます。
- 大阪府が中心となっている府域一水道の在り方についての協議に引き続き参画し、広域化についての検討を行っていく必要があります。
- 現在の水道事業基本計画が令和2年度に終期を迎えるため、次期計画に基づき事業を推進する必要があります。

施策体系番号	2 - 1
名称	防災・防犯

### 取組の方向性（行政）

1 危機管理体制の強化
2 情報伝達体制の強化
3 地域の自主的な防災活動の充実
4 女性、高齢者、障がい者等に配慮した防災の取組の推進
5 防犯活動への助成・連携
6 子どもの見守り活動などの推進
7 街頭犯罪や女性・子どもを狙った犯罪の抑止
8 「特殊詐欺」の未然防止

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
自主防災組織の活動カバー率	57.23% (平成26年度)	95.98% (平成30年度)	100%
市または地域の防災訓練に参加している市民の割合	24.6% (平成27年度)	22.0% (平成30年度)	30%以上
千人当たりの刑法犯認知件数	9.8件 (平成26年)	6.2件 (平成30年)	9件

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●市全域大防災訓練、地域防災総合訓練、災害図上訓練及び市民避難訓練等を実施することにより、関係機関との連携強化に努めるとともに、地域防災計画の修正、避難勧告等判断・伝達マニュアルの改定や災害タイムライン（防災行動計画）を策定した。</li> <li>●広報誌、ホームページや出前講座などあらゆる機会を通じて、災害情報の入手手段について周知・啓発を実施した。また、平成30年の大阪府北部地震や台風第21号などの災害を受け、自ら情報を収集し、適切な避難行動をとっていただくために、平成31年1月に防災情報マグネットシートを作成し、全戸・全事業者へ配布した。</li> <li>●市内全地区で地区防災会が結成されるなど、地域における防災活動が推進されるとともに、自主防災組織の結成支援や防災指導員の育成などに努めた。</li> <li>●女性の視点に配慮した防災対策に関する検討委員会により、平成30年1月に避難所運営マニュアル作成モデル別冊が作成されたほか、平成30年度には災害時のトイレに関して、マンホールトイレの使用方法等が取りまとめられた。</li> <li>●地域に根ざした防犯活動を展開している高槻警察署管内防犯協議会の活動を支援するた</li> </ul>
---

め、青色防犯パトロール等の事業に対し補助金を交付した。

- 子どもの見守り活動を推進するため、防災行政無線を活用した「子ども見守り放送」や公用車による青色防犯パトロールを継続して実施した。
- 子どもや女性を狙った犯罪を抑止するため、防犯カメラ設置補助制度を平成28年度に創設することで自治会等による防犯カメラの設置を支援し、3年間で55台の防犯カメラが設置された。また、ひったくりなど街頭犯罪防止のためのひったくり防止カバー及び空き巣被害防止のための空き巣防犯啓発板を配布した。

#### 今後の課題

- 大阪府北部地震を始めとする災害時における対応や課題を踏まえ、被災地としての経験をいかし、今後の災害に備える必要があります。
- 災害時における情報収集や情報集約、防災関係機関との情報共有や情報伝達の仕組みを強化するとともに、市民への情報発信・提供について検討が必要です。
- 業務継続計画を見直し、災害時の業務体制や必要職員数等について検討する必要があります。
- 地域住民等による、自助・共助の防災の取組を促進する必要があります。
- 避難所の円滑な運営に向けて、高槻市コミュニティ市民会議等を中心に、避難所運営マニュアルを作成し、地域住民等による避難所の運営体制の構築が必要です。
- 防犯に関して、刑法犯認知件数は減少していますが、今後も警察や防犯協議会と連携した地域に根ざした防犯事業を実施していく必要があります。

施策体系番号	2-2
名称	水害・土砂災害対策

#### 取組の方向性（行政）

1 総合雨水対策の推進
2 治水・土砂災害対策の推進

#### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
雨水貯留施設の整備箇所数	0 か所 (平成26年度)	1 か所 (平成30年度)	2 か所

#### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●近年頻発する集中豪雨に伴う浸水被害の軽減を図るため、公助の取り組みであるハード整備（安満遺跡公園内雨水貯留施設、城跡公園内雨水貯留施設、津之江小学校雨水流出抑制施設、雨水取口や局所的な増補管整備等）と、自助・共助の取組を支援するソフト対策（土のうステーション70基設置、内水ハザードマップ公表、出前講座開催等）を組み合わせ、総合的な雨水対策に取り組みました。</li> <li>●治水・土砂災害対策の推進として、国や大阪府に対し、河川改修や砂防施設等のハード整備を要望するとともに、水害・土砂災害ハザードマップの公表や土砂災害特別警戒区域内の住宅移転・補強補助制度の創設などソフト対策に取り組みました。</li> </ul>
--

#### 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>●雨水貯留施設の整備には多額の事業費や用地確保の課題があるため、他の雨水対策施設も検討し、より効率的で効果的な手法を検討する必要があります。</li> <li>●昨今の気候変動に伴い、全国各地で洪水被害や土砂災害が頻発していることから、国や大阪府に対してハード整備をより一層推進することを要望する必要があります。</li> <li>●逃げ遅れによる被害が毎年、各地で発生していることから、情報提供の充実や水防災意識の高揚、地域防災力の向上を図るソフト対策を一層充実させる必要があります。</li> </ul>
---

施策体系番号	2 - 3
名称	消防・救急

#### 取組の方向性（行政）

1 消防体制の強化・拡充
2 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
3 火災発生件数の低減
4 住宅防火対策の推進
5 防火管理・保安体制の指導強化と違反是正の徹底
6 救急業務の高度化の推進
7 応急手当の普及啓発
8 特別救急隊の運用

#### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
1万人当たりの火災発生件数 (10年間の平均値)	2.9件 (平成26年)	2.4件 (平成30年)	2.7件
住宅用火災警報器の設置率	77% (平成26年6月)	85% (平成30年6月)	100%
普通救命講習Ⅰの受講者数	2,596人 (平成26年)	10,227人 (平成30年)	22,000人
認定救急救命士の養成人数	17人 (平成26年度)	64人 (平成30年度)	80人

#### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●新名神高速道路の供用開始に伴い、高速道路上の各種災害に対応するため、北消防署の職員増員による兼任救助隊の専任化、磐手分署に「化学機能を有する水槽付消防ポンプ自動車」を整備・配置しました。</li> <li>●救急需要増加対策として、出動体制の見直しを図り、中消防署に兼任救急隊を1隊増隊しました。また、そのために必要な北消防署及び中消防署の庁舎改修のほか、消防緊急情報システムの改修を行いました。</li> <li>●消防団員を確保するため、加入促進施策として平成29年度から公募を開始しました。また、公民館やコミュニティセンター等に消防団員募集チラシを配架するとともに、平成30年度には、J-COMの協力により消防団員募集PRムービーを作成し、消防団員の確保に努めました。</li> <li>●地域防災力の充実強化のため消防団員に対し各種訓練や教養を実施しました。</li> </ul>
--

- 令和元年度には、消防団に救助用資機材としてチェーンソー22台を配備（予定）し、地域防災力の強化に努めました。
- 市民や事業所に対し、消防音楽隊の訪問演奏活動、各種救命講習、防火管理講習、防火管理再講習、自衛消防隊訓練、消防フェスティバル等を通じて、防火防災意識の高揚と火災・震災時の初期対応に関する啓発・普及を図りました。
- 一人暮らしの高齢者宅への防火訪問を実施し、火災発生件数の低減に取り組みました。
- 本市の1万人当たりの火災発生件数（10年間の平均値）は2.4件で、全国平均（10年間の平均値）の3.5件と比較し、1.1件低く抑えられています。
- 住宅火災による死者の低減を図るため、住宅用火災警報器の適正な設置及び維持管理について、消防ホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等の媒体や、消防フェスティバル、各種訓練、各種講習会等の機会を通じて各種広報活動を実施し、住宅用火災警報器の設置率向上に取り組んだ結果、平成27年6月時点の77%から、平成30年6月時点で85%まで上昇しました。
- 条例基準に適合した住宅用火災警報器の更なる設置促進や、設置済みの住宅用火災警報器の効果を継続させるための適正な維持管理について、自治会訓練等を通じて積極的な広報活動を実施しました。
- 防火対象物や危険物施設における防火管理・保安体制、消防用設備等設置状況、危険物取扱設備の状況等に対する査察は計画数のほぼ100%を達成し、最新の消防法令改正を踏まえた基準に適合するよう必要な指導を行いました。
- 消防法令の改正により遡及適用を受け、猶予期間が満了したため重大な違反となった防火対象物などに対しては、特別査察本部を設置し違反の是正に着手しました。不特定多数の市民が利用する防火対象物に関する消防法令違反については、防火対象物情報とその違反情報の公表などに取り組んだ結果、43件あった違反は全て是正させることができました。
- 市内企業・事業者により組織されている自衛消防組織の指導や防火協力団体と連携を強化し、自主防火・自主保安の機運を高め、自衛消防力を向上させることができました。
- 平成26年に17人であったビデオ硬性喉頭鏡及び処置拡大2行為を含む全ての特定行為が可能な運用認定救命士数は、令和元年6月時点で64人に増加しました。また、7名の指導救命士を養成したことで、救急隊員等（通信指令員含む）の救急業務に携わる職員の質的向上を図りました。
- 救急業務の高度化に伴い、救急救命士が医師の具体的指示を必要とする救急救命処置（特定行為）の認定資格者を増やしました。病院前救護において早期段階から特定行為に着手することは、生命の危機にある重症傷病者の予後が大きく左右されることから、特定行為を行うことができる認定救急救命士の養成を計画的に行いました。
- 救急救命士の資格取得、救急救命処置拡大に伴う各種認定救命士の養成により、救命率及び心肺停止傷病者の1か月生存率・社会復帰率の向上に努め、指導救命士による救急



隊員の再教育体制を確立し、救急隊員の人的及び質的向上を図りました。

- 平成 30 年 12 月末時点での普通救命講習 I の受講者数は 10,227 人で、目標値としていた 22,000 人には到達しませんでした。
- 平成 30 年の心肺機能停止傷病者に対するバイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による心肺蘇生法実施率は 58.4% で、初めて 50% を超えました。
- 特別救急隊の運用について、平成 30 年の出動件数は 760 件のうち、目撃有心原性心肺停止傷病者 31 人中、1 か月生存者が 11 人(35.5%)、社会復帰者が 8 人(25.8%)となっております。

### 今後の課題

- 防災拠点としての消防署所の機能を低下させないため、老朽化する消防施設の維持補修及び庁舎設備更新のほか、業務継続計画を踏まえた設備を整備する必要があります。
- 今後、建築してから 50 年を経過する消防庁舎の建て替えのほか、消防団員の訓練施設機能を備えた多機能型訓練施設や大規模災害時に他機関からの応援受入れに必要な消防救援拠点施設を整備する必要があります。
- 大規模災害時に対応できるよう、引き続き消防団員の確保に取り組むとともに、機能別団員についても検討し、団員確保に努めます。
- これまでの各種災害対応について検証し、消防団員個人装備の見直しや、新たな資機材の配備について検討する必要があります。
- 更なる火災発生件数の低減を図るため、消防フェスティバル等、あらゆる機会を捉え、「放火されない環境づくり」など効果的な火災予防の広報を展開する必要があります。
- 住宅火災による死傷者を減らすため、「住宅用火災警報器の設置率・条例適合率の向上」を目指し、住宅防火対策の効果的な広報活動を展開して、住宅用火災警報器の設置率 100% を達成する必要があります。
- 住宅用火災警報器が義務化されてから 10 年以上が経過し、機器の故障や電池切れの時期に差し掛かっているため、有事の際、有効に作動するよう、維持管理についても広報していく必要があります。
- 予防要員の違反是正対応能力の強化が必要なことから、研修等への積極的な参加及び OJT 研修による人材育成を行うとともに、予防要員の専門的知識を向上させるため、予防技術資格を取得させる必要があります。
- 新たに発生する重大な消防法令違反に対する指導を継続していく必要があります。
- 救急業務の高度化・多様化に対応するため、常備救急隊 11 隊に特定行為を行うことができる救急救命士を 2 名以上配置し、救命率及び社会復帰率を更に向上させていく必要があります。
- 指導救命士による救急救命士及び救急隊員の指導を継続的に行い、救急業務全般の質的向上を図るとともに、再教育体制及び地域医療体制の充実強化を図る必要があります。

- 救急出動件数については、平成 28 年に消防庁が公表した「救急需要の将来推計」から、高齢化の進展等により、令和 8 年まで増加していくと見込まれています。今後、更なる救命率向上を達成するには、限りある救急医療資源を有効に活用できるよう、救急車の適正利用について広報していく必要があります。
- 救命講習の受講者増加に向けた応急手当の普及啓発活動を行う必要があります。
- 5 年に一度改定される J R C 蘇生ガイドラインに対して、常に新しい応急手当基礎知識の習得及び技能実施による質の維持向上を目指すために、修了者に対して定期的な再受講の呼びかけを行い、更なる救命率及び社会復帰率の向上を図っていく必要があります。
- 119 番入電時における通信員の口頭指導について、救急救命士による研修体制を強化し、応急手当に関する口頭指導能力の更なる充実強化を図る必要があります。

施策体系番号	3 - 1
名称	就学前児童の教育・保育

#### 取組の方向性（行政）

1 教育・保育の充実
2 教育・保育の環境整備

#### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
保育所の入所実現率	94.8% (平成27年度)	92.5% (令和元年度)	98%以上
小学校就学前の教育環境が整備されていると思う市民の割合	66.2% (平成27年度)	75.7% (平成30年度)	75%以上

#### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育環境の充実を図るため、公立幼稚園における4・5歳児の異年齢児学級保育を全園で実施するとともに、認定こども園において、3・4・5歳児の異年齢児学級保育を開始しました。また、就学前の児童に対する教育・保育等を総合的に提供していくため、保育士・幼稚園教諭等の合同研修の充実に取り組みました。</li> <li>●保育士等を対象とする就学前の児童に対する教育・保育等を総合的に提供するための専門的な研修を充実させるため、平成31年4月に高槻子ども未来館内に子育て支援人材育成施設を整備しました。</li> <li>●教育・保育を提供するに当たり、平成26年に開設した市立臨時保育室では、保育の必要性が高い方に向けて年度途中の保育の受入先として運営を継続したことに加え、入所選考時に働いていない等により認可保育施設等への入所が難しい方に向けた新たな環境整備として、平成31年4月に開設した高槻認定こども園内において休日・一時預かり保育事業を開始しました。</li> <li>●平成27年に開始した子ども・子育て支援新制度に基づく地域型保育事業所の新設や教育・保育施設の増改築等の整備による定員の増加等を行い、受入枠の拡大に努めました。</li> </ul>
---

#### 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>●市全体の教育・保育の質の確保と向上に向けて、民間施設職員も対象とした職員研修の充実を図ります。</li> <li>●保育士等を対象とする専門的研修について、整備した子育て支援人材育成施設の取組を軌道に乗せることで、一層の充実を図る必要があります。</li> <li>●教育・保育の定員増として、地域型保育事業の整備を重点的に進めたこと等により卒園</li> </ul>
--

後の3歳児の受け皿が課題となる中、令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化がスタートしたことで、3歳以上児の教育・保育について、より一層環境整備の取組等を進める必要があります。

施策体系番号	3-2
名称	子ども・子育て支援

### 取組の方向性（行政）

1 子ども・子育て支援新制度への対応
2 母子保健サービスの充実
3 障がい児支援の充実
4 児童虐待防止への取組の強化
5 子育て支援ネットワークの構築

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
子どもが健やかに育つ環境が整っていると思う市民の割合	71.7% (平成27年度)	80.2% (平成30年度)	80%以上

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てに係る経済的な負担を軽減するため、平成26年7月から子どもの医療費助成の対象年齢を15歳までに拡大し、助成してきました。また、令和2年度からは、対象年齢を18歳までに拡大する予定としています。</li> <li>●学童保育の待機児童解消のため、民間学童保育室の運営や開設に要する経費に対する助成制度を創設し、民間学童保育室の設置を促進することにより、民間事業者の活用による受入枠の拡大を図りました。</li> <li>●平成28年度から「子育て世代包括支援センター事業」を開始し、妊娠届の際に母子保健コーディネーター等が全ての妊婦に個別面接を行い、それぞれの家庭の状況に応じた支援プランを策定するなど、妊娠期から出産・育児期までワンストップで切れ目のない支援に努めました。</li> <li>●「産前・産後ママサポート事業」、「産後ケア訪問事業」等の母子保健サービスを拡充し、妊産婦が抱える不安や育児負担感の軽減を図りました。</li> <li>●リスクを抱える妊産婦に対し、市内の医療機関や福祉部門等との情報共有を迅速かつ継続的に行う仕組みを整え、適切な支援を実施しました。</li> <li>●発達に課題を持つ児童及びその保護者に、乳幼児療育事業や療育センター事業において、専門職による日常生活動作の訓練や相談支援等を行いました。</li> <li>●個々の障がい特性に応じた療育の充実を図るため、平成30年度から、幼稚園、保育所、認定こども園と合わせ、児童発達支援（医療型含む）の5歳児の利用者負担について、無償化を行いました。</li> </ul>
---

- 平成 30 年度から、人工内耳装用児に対し、装置及び電池等の購入費用等の助成を実施しました。
- 増加する児童家庭相談（児童虐待相談含む）に適切に対応するため、研修参加等による職員の資質向上を図るとともに、児童虐待等防止連絡会議において関係機関との更なる連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めました。また、要保護児童及びその保護者等に対し、状況に応じた助言等の支援を行うなど、きめ細かな対応を行いました。
- 児童虐待防止に関する街頭啓発等を実施し、市民への広報・啓発活動を行いました。
- 子育て支援の取組については、子育て支援拠点施設との連絡調整会議等を通じた連携強化など、子育て支援ネットワークの拡充に取り組みました。
- 子育て情報の発信媒体として、子育てサイトや子育て情報誌等により、積極的な情報発信に努めました。
- 必要に応じた情報共有等、学校との連携を大事にしながら、相談員による教育相談を適切に実施することにより、教育上の問題や悩みを軽減又は解消し、相談者の問題解決につなげることができました。

#### 今後の課題

- 学童保育については、就学児童数が減少している中、利用率の上昇や一部地域において待機児童が発生しています。また、対象児童の拡大（小学 4 年生以上）についても検討が必要です。
- 医療機関や福祉部門等との連携に加え、妊娠期から出産・育児期にわたる切れ目のない支援が重要になっていることから、「子育て世代包括支援センター事業」の更なる強化・拡充が求められています。
- 健診を受診せず出産に至る妊婦や育児の孤立化が課題となる中で、産後の育児支援を始め、体調不良や育児負担感による「産後うつ」への対策として、母親への産後ケアの重要性が高まっています。
- 乳幼児期から保健師等の専門職がより積極的に家庭を支援し、親の養育力の向上や家庭内の環境調整を図る必要があります。また、母体の安全確保の観点からも「望まない妊娠」の予防に向けた取組が求められています。
- 地域共生社会の実現に向けて、地域の子育て支援の担い手である地区福祉委員会や地域子育て支援拠点等とのネットワークを強化し、多機関・多職種による支援の充実を図る必要があります。
- 発達に課題のある児童とその保護者が円滑に地域での生活を送れるよう、必要な療育を早期に開始するとともに、関係機関との連携による切れ目のない支援を行うことが必要です。また、療育の質を確保するため、サービス提供事業所への研修等を継続して行う必要があります。

- 児童虐待防止対策について、支援の質を高めるための体制強化と職員の資質向上及び関係機関との更なる連携強化、市民への啓発等に継続して取り組む必要があります。
- 子育ての孤立化を防止し、子育ての負担感や不安感等の軽減につながるよう、全ての子育て家庭を地域で支え合う環境を構築していく必要があります。
- 相談件数の増加など教育相談に対するニーズが高まる中、相談体制の充実など、保護者や子ども、教職員にとって安心感や利便性の高い教育相談を確立していく必要があります。

施策体系番号	3-3
名称	学校教育

### 取組の方向性（行政）

1 学校施設の改築計画と長寿命化の取組の推進
2 各種の設備備品の維持管理と整備
3 学校トイレの計画的な改修
4 小中一貫教育の推進
5 地域と連携した特色ある学校づくりの推進
6 きめ細かな学習指導の充実
7 学習支援の充実
8 英語教育の充実
9 いじめ防止の推進
10 道徳教育の充実
11 児童生徒の体力や運動能力向上のための取組の推進
12 防災・防犯などの安全教育及び情報モラル教育の充実

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある小中学生の割合	小 11.2% 中 8.1% (平成27年度)	小 14.5% 中 10.3% (平成30年度)	小 20.0% 中 20.0%
人の役に立つ人間になりたいと思う小中学生の割合	小 67.8% 中 70.6% (平成27年度)	小 73.3% 中 66.2% (平成30年度)	小 75.0% 中 75.0%
難しいことにも失敗を恐れなくて挑戦していると回答した小中学生の割合	小 23.1% 中 20.2% (平成27年度)	小 37.6% 中 36.0% (平成30年度)	小 30.0% 中 25.0%
公立小中学校の教育に概ね満足している市民の割合	56.1% (平成27年度)	63.7% (平成30年度)	70%以上
学力調査の全国の平均正答率との比較	小 100.5 中 104.4 (平成27年度)	小 103.5 中 104.4 (平成30年度)	小 105.0 中 105.0
体力調査の全国平均値との比較	小 96.8 中 98.1 (平成26年度)	小 96.1 中 98.3 (平成30年度)	小 105.0 中 105.0
不登校児童・生徒の千人率	小 4.3 中 24.6 (平成26年度)	小 6.0 中 23.2 (平成30年度)	小 3.2 中 22.0



## 主な取組や成果

- 学校施設の改築計画と長寿命化について、平成 28 年度から今後の基本的な整備の方針を示す学校施設整備方針の策定に取り組んでおり、令和元年度中に策定予定です。
- 各種の設備備品の維持管理と整備について、平成 30 年度から令和元年度にかけて、全小中学校の理科室に空調を整備しました。また、耐用年数を迎えた既存のガス式空調の更新に取り組んでいます。
- 学校トイレについて、未改修の約 300 か所のうち約半数を平成 27 年度から 10 年で、計画的に乾式化・洋式化・防臭対策等の改修を進めています。
- 中学校区において共通の「めざす子ども像（15 歳時の姿）」を設定し、義務教育 9 年間でそれを実現するための教育を実施するとともに、小中学校の教職員が日常的に情報を交換できる体制や環境を整備した連携型の小中一貫教育を実施しました。また、小中一貫教育に関する審議会を開催し小中一貫教育学校の在り方についての答申を受けるとともに、施設一体型も含めた小中一貫教育の在り方を検討しました。
- 子どもたちが変化の激しい社会を生き抜くために必要な力を育むため、多様な人々との関わりを通じて、様々な経験を重ねていくことが重要であることを学校全体で共有し、校長のリーダーシップの下、地域人材等を有効に活用した取組が広がりました。
- 児童生徒の確かな学力の定着を目指した教育活動を実施するために、35 人以下学級編制、教育的ニーズに応じた支援の充実、図書館環境の整備、教職員研修、教育ネットワークの整備等の取組を更に充実させることができました。
- 子どもの自学自習力や、学ぶ意欲・生きる力を育成するため、再チャレンジ教室、「学び up ↑ 講座」の開催や学援隊の派遣など、各校での学習支援の充実を図りました。
- 英語教育においては、令和 2 年度の小学校における新学習指導要領全面実施、翌年の中学校新学習指導要領全面実施を迎えるに当たり、ALT・支援員等の派遣により、学校での教員の指導力向上に働きかけている内容が、成果を挙げています。
- 「いじめ防止基本方針」に基づく対策を総合的かつ効果的に推進しました。学校だけでは解決が困難な事案については、学校問題解決チームを派遣し、問題解決を図りました。
- 道徳が教科化され、授業改善と評価方法の研究を進めることが重要となる中、教職員が授業方法等を学ぶための研究や研修の支援を行うとともに、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図りました。
- 生徒の自主的な活動である部活動の活性化を推進し、専門的な技術指導力を備えた指導者を中学校に派遣するなどにより、生徒の体力や運動能力向上のための取組の推進を図りました。また、中学校においては、国立教育政策研究所の指定を受け、保健体育の研究を進め、保健体育の授業改善を進めました。
- 子どもたちの学校等での安全を確保するため、学校・保護者・地域と連携し、実践的な防災教育の充実に向けた取組を進めました。また、児童生徒を取り巻く情報・通信技術に関する環境の変化に応じた情報モラル教育を実施しました。

## 今後の課題

- 老朽化が進む学校施設については、これまでの対処的な維持管理（事後保全）から計画的な維持管理（予防保全）に転換し、長寿命化を図るとともに、中長期的な視点でライフサイクルコストの縮減と平準化に取り組む必要があります。
- 小中学校の空調については、未整備の特別教室等への設置、また、耐用年数を迎えた約1,000台の更新に取り組む必要があります。
- 学校のトイレの改修については、引き続き計画的に取り組む必要があります。
- 施設一体型小中一貫校の開設に向け、更に教育上の効果が高まるよう、研究を進めていく必要があります。
- 校長のマネジメント力をいかし、地域の人材等を活用した学校づくりの推進と、学校を拠点とした地域づくりの視点から、「社会に開かれた」教育課程を編成していく必要があります。
- 教育における先進技術の効果的な活用の在り方について調査研究を進めていく必要があります。
- 小学校での外国語の教科化等に伴い、より専門的な指導が必要とされる小学校高学年において、教科担任制の導入を検討していく必要があります。
- 令和2年度の小学校、令和3年度の中学校における新学習指導要領の全面実施に当たり、求められる英語教育の実施のために必要なALTの効果的な配置や学校への支援体制について検討を進めていく必要があります。
- 教育ネットワークシステム、学校図書館管理システムのネットワーク化及び公立図書館とのネットワーク環境の在り方について研究し、学習環境・読書環境の更なる充実を図る必要があります。
- 公立図書館の蔵書を活用するため、学校図書館と公立図書館の連携を強化していく必要があります。
- 小学校の不登校児童数が増加しているため、小学校生徒指導担当者会議等を通じて、各校の未然防止や初期対応の取組を強化するとともに、スクールカウンセラーやソーシャルスクールワーカーなどの専門家との連携の強化を図る必要があります。
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の数値が、依然として全国平均値より低い状況にあります。国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業の成果を全小中学校でいかすなど、体力向上に向けて取り組む必要があります。
- 児童生徒の自助・共助の力を育成するため、より実践的な防災教育の充実を図る必要があります。

施策体系番号	3 - 4
名称	社会教育・青少年育成

### 取組の方向性（行政）

1 子どもを見守り育む地域の教育力を向上
2 次代を担う青少年の健全育成を推進
3 豊かな人間性を育む読書活動の振興
4 郷土を愛する心を育む文化財の保存と活用を推進
5 地域社会に開かれた公民館を拠点に市民の自主活動を育成・支援

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
市内の社会教育施設の利用者数	243.8万人 (平成26年度)	217.8万人 (平成30年度)	265.1万人
地域行事に参加している小中学生の割合	45.8% (平成27年度)	43.5% (平成30年度)	50.1%
市立図書館の資料貸出数	3,105,373 (冊・点) (平成25年度)	3,243,189 (冊・点) (平成30年度)	3,200,000 (冊・点)
市内の史跡の公有化率	61.0% (平成26年度)	81% (平成30年度)	80.0%
セーフティボランティアの人数	1,675人 (平成27年3月)	1,712人 (平成30年3月)	2,300人
青少年の健全な育成が図られていると思う市民の割合	59.3% (平成27年度)	73.8% (平成30年度)	75%以上

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●PTAが主催する家庭教育学習会の企画・実施に当たり、助言や情報提供等の支援を通じて学習会の普及に取り組み、子育て・安全等について市民の理解を深めました。</li> <li>●地域の諸団体で構成される地域教育協議会と協働して様々な取組を進める中で、世代間や地域の交流等が活発に行われ、子どもを見守り育てる地域づくりの推進につながりました。また、放課後子ども教室を地域の参画を得て実施することで、「地域の子どもは地域で育てる」という意識が高まるなど、地域における総合的な教育力の向上が図られました。</li> <li>●セーフティボランティアの高齢化等により、登録者数は減少傾向にあるものの、市内全小学校における子どもたちの登下校の安全を見守る活動を通じて、子どもを見守り育てる地域づくりを進めました。</li> <li>●次代を担う青少年の郷土愛や豊かな人間性、生きる力を育む契機とするため、摂津映青</li> </ul>
--

少年キャンプ場を拠点として、青少年に自然体験活動等の機会を提供するとともに、青年リーダーに対する研修や実践の場を通じて、社会参画への自信や意欲の向上を図りました。

- 青少年交流施設において、青少年が安全に安心して気軽に集い交流し、活動できる場を提供することで、青少年の自主的、組織的活動を推進しました。また、青少年の健やかな成長に資する事業や、地域社会への積極的な参加・参画の契機となる事業を実施しました。
- 自然博物館における高槻の自然に関する展示や調査・普及活動を通じて、自然・環境学習の機会を提供し、市民協働による博物館活動の充実に取り組みました。
- 多様化する青少年を取り巻く社会問題に対して、青少年指導員による啓発・パトロールのほか、関係機関・団体と連携した少年非行・被害防止などの対策事業を実施し、青少年が安全で安心して健やかに生活できる社会環境づくりに努めました。
- 平成 29 年 7 月から北摂地区 7 市 3 町の住民に対し、行政区域を越え、各市町の公立図書館で図書等の貸出を行い、公立図書館の相互協力の促進並びに図書館サービスの発展及び市民の利便性向上を図りました。
- 平成 30 年 4 月から公民館や支所において、インターネット等で予約した本の受取や返却などを行う「まちごと図書館」事業を開始し、地域住民の利便性向上を図りました。
- 「いましろ大王の杜」を軸に、登録博物館 3 館が連携してシンポジウムを実施するなど「自然と歴史のまち」高槻の情報発信を行いました。
- しろあと歴史館と今城塚古代歴史館が連携して「歴史のまち高槻」を情報発信するとともに、遺跡、遺物を始め市内に残る仏像や建造物等、地域の風土と歴史が育んだ文化財の保存と活用に取り組みました。
- 安満遺跡、鬮鷄山古墳、阿武山古墳、芥川山城跡、高槻城跡などの重要遺跡について基礎資料の収集や活用に向けた取組を行うなど、埋蔵文化財の調査、保存と活用を推進しました。
- 史跡安満遺跡の公有化を完了し、安満遺跡公園の全面開園に向けて史跡事業エリア整備を進めるとともに、旧京大農場建物のリノベーションに向けた取組を進めました。
- 史跡の恒久的保存を目的として、指定地の公有化を進めました。
- 歴史遺産の保存と活用を図るため、戦国大名・三好長慶の居城として知られる三好山の芥川山城跡について、遺構の現状を正確に把握するため、航空レーザー測量による調査を行ったほか、史跡化を目指し調査委員会を発足させました。
- 市民ボランティア団体と連携して研究成果をいかした様々な普及啓発事業を実施し、市民の郷土への誇りと愛着を高め、地域文化の高揚につなげました。
- 地域の活性化に向けて市立 13 公民館が連携し、絆づくりと人材育成、多世代交流のための講座等を実施しました。
- 地域の拠点施設として市民と協力しながら、現代的課題の解決や生活文化の向上に向け

て、多様なニーズに応える学習や活動を支援しました。

- 図書館と連携して公民館の図書コーナーを充実させ、気軽に本に親しめる場所づくりを実施しました。
- 市民がより快適に利用できるよう、計画的に公民館施設・設備の改修を実施しました。

## 今後の課題

- 家庭教育学習会は市立の全学校園で実施されていますが、更なる家庭の教育力の向上を推進するため、一人でも多くの保護者がPTAの主催する家庭教育学習会に参加するなどにより、その機会に触れることができるよう、社会環境や保護者のライフスタイルの変化などに伴う市民ニーズや社会的課題をPTAと共有し、学習会の内容の充実、実施手法を工夫する必要があります。
- 地域教育協議会を中心とする地域に根ざした交流活動は、地域社会の活性化と家庭の孤立化防止等に効果が期待されることから、協議会の更なる活動を推奨・推進し、あわせて学校・家庭・地域の連携を推進することが必要です。また、異世代間の交流の活性化を図るため、若年世代が参画しやすい環境づくりが必要です。
- 放課後子ども教室については、未開設校区における開設に向けた個別・具体的な調整、既設校区における継続的な支援により、新規開設や開催日数の拡大を図る必要があります。
- セーフティボランティアについては、参加協力を市民に呼びかけ、協力者の確保に努めるとともに、PTA等の親世代や若年層がより一層参画しやすい活動形態を研究する必要があります。
- 摂津峡青少年キャンプ場において、学校園の利用にかかる体験プログラムや活動メニューを作成・提供することにより、教育資源としての機能を充実し、学校教育部門との連携を強化する必要があります。
- 青少年交流施設において、適切な維持管理に努めるとともに、異世代間や地域間の交流の減少、家庭や個人の孤立化、青少年の社会的自立の遅延等、現代の青少年が抱える課題に対応した事業を実施する必要があります。
- 自然博物館において、市内外の学校園の更なる利用推進を目指します。また、施設の維持管理にかかる設備、機器等の修繕に取り組む必要があります。
- 社会環境等の変化により、青少年に関わる問題が多様化する中、それらの解決に向けて組織的かつ関係各所との連携を強化した取組を推進する必要があります。
- 「まちごと図書館」事業において、利用の拡大を目指して広報等の強化を図る必要があります。
- インターネットによる予約や駅前図書コーナーでの貸出が毎年増加しており、図書館システムの円滑な維持管理及び情報セキュリティの強化等を適時行うなど、安定的なシステム運用の継続が求められます。

- これまで行ってきた文化財の保存と啓発の取組を引き続き推進するとともに、情報発信の視点に立った活用の強化が必要です。
- 文化財について、市民ボランティア団体との連携をいかして、市民活動が安定的に実施できるよう適切なサポートを行い、一層の情報発信が必要です。
- 「続日本 100 名城」に認定された芥川山城跡の国史跡指定に向け、保存と活用の取組を計画的に進める必要があります。
- 公民館については、市民に対面サービスを行っている身近な公共施設として、地域の学習、地域福祉、地域防災などの拠点としての機能が求められます。また、図書館との連携による「まちごと図書館」事業を引き続き推進する必要があります。
- 公民館の長寿命化のため、公民館施設や設備備品の計画的な改修や更新等、適切な維持管理を行う必要があります。

施策体系番号	4 - 1
名称	地域医療・地域福祉

### 取組の方向性（行政）

1 地域における効率的かつ効果的な医療供給体制の確保
2 切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制の構築
3 救急医療体制の確保
4 地域福祉活動の推進
5 災害時要援護者支援の推進
6 地域福祉の推進のための拠点の整備

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
地域で互いに支え合う関係が築かれていると思う市民の割合	50.0% (平成27年度)	59.3% (平成30年度)	55%以上

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●大阪府（茨木保健所）と連携して地域の医療関係者等が参加する懇話会等を実施し、三島二次医療圏における効率的・効果的な医療提供体制について検討・検証を実施しました。</li> <li>●医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護関係者の連携を推進する取組を行いました。</li> <li>●初期救急医療機関である高槻島本夜間休日応急診療所の運営や、二次救急医療機関である病院及び三次救急医療機関である大阪府三島救命救急センターに対して必要な助成を行い、救急医療体制を確保しました。</li> <li>●地域福祉活動の推進に当たっては、高槻市社会福祉協議会と連携し、コミュニティソーシャルワーカーの相談支援体制の充実を図るとともに、地域福祉の中心的な担い手である民生委員児童委員及び地区福祉委員会の活動の支援を行いました。また、地域福祉活動を支える人材づくり・組織づくり、地域の居場所づくり等の各事業の推進に取り組みました。</li> <li>●災害時要援護者支援の推進に当たっては、要援護者の同意に基づき、民生委員児童委員、地区福祉委員会、地区コミュニティ等の地域の団体に対する要援護者情報の提供を進めるとともに、地域の取組を支援するなど、地域における災害時要援護者支援体制の整備に取り組みました。</li> </ul>
---

- 地域福祉の推進のための拠点の整備に当たっては、高槻市地域福祉会館を設置し、ボランティア情報の提供や会議室等の貸出を行うなど、会館を活用した地域福祉活動の充実を図りました。

#### 今後の課題

- 医療と介護サービスを受けながら地域で生活する市民が増えることから、在宅医療・介護を支える多職種が連携し、切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制を構築する必要があります。
- 市民が安心して救急医療を受けられるよう、大阪府、三島二次医療圏の市町や関係団体等との更なる連携を図り、持続可能な救急医療体制を確保する必要があります。
- これまで地域福祉活動に参加していなかった新しい層を巻き込む取組を引き続き行う必要があります。
- 地域共生社会の実現に向けて、地域住民、関係団体等と連携し、包括的な支援体制の整備を図る必要があります。



施策体系番号	4-2
名称	高齢者福祉

#### 取組の方向性（行政）

1 認知症施策の推進
2 医療と介護の連携
3 地域支え合い体制の整備
4 効果的な介護予防の取組の推進

#### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちになっていると思う市民の割合	68.3% (平成27年度)	77.5% (平成30年度)	80%以上

#### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3年ごとに策定する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各分野の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築に努めました。</li> <li>● 特に「介護予防」では、地域で自ら主体的に介護予防に取り組む市民の育成に努め、平成30年度末時点で、地域住民が「高槻ますます元気体操」を実施する拠点数が185か所にまで増加しています。また、「生活支援」では、市社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターを中心に、地域資源の見える化やネットワーク構築に努め、高齢者の身近な困りごと等を地域で支えるための体制づくりを推進しました。</li> </ul>
--

#### 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康寿命の更なる延伸のためには、幅広い世代の高齢者が地域における介護予防活動に参加することが重要であり、特に前期高齢者層への介護予防の普及啓発を強化していく必要があります。</li> </ul>
--

施策体系番号	4 - 3
名称	障がい者福祉

### 取組の方向性（行政）

1 「障がい者基本計画」に基づく取組の推進 2 社会資源の確保・充実 3 財源の確保
--

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
障がいの有無や程度に関わらず、誰もが生きがいを持って生活ができるまちになっていると思う市民の割合	57.7% (平成27年度)	67.0% (平成30年度)	70%以上

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者の経済的自立を図るため、障害者優先調達推進法に係る調達実績の拡大に向けて、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を推進しました。</li> <li>●障害者差別解消法に関する取組として、対応要領の作成や職員研修、関係機関で構成する連絡会議の設置・開催、障がい者差別に関する相談について市役所の全ての窓口で対応できる体制整備等を実施しました。また、同法の理解を深め周知を図るため、講演会やパネル展示等、様々な周知啓発の取組を実施しました。</li> <li>●地域生活支援拠点の整備について、求められる5つの機能（①緊急時の受入れ・対応、②相談、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を備えるため、自立支援協議会内に設置しているワーキングにおいて関係機関等との意見交換を行い、地域の社会資源のネットワーク化（面的整備）に取り組みました。また、関連する新規事業（緊急時受入等事業、相談支援事業所開設補助事業等）を開始するなど、「高槻障がい福祉サポートネットワーク」として地域生活支援拠点の整備に向けて取り組みました。</li> <li>●福祉関係の相談業務（高齢者、障がい者、生活困窮者）を1つの課に集約して、ワンストップ化するために、「福祉相談支援課」を新設し、市民サービス向上に努めました。</li> </ul>
--

### 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者優先調達推進法に係る調達実績の拡大に向けて引き続き取り組むとともに、障がい福祉サービス事業所の授産事業の充実に向けた支援に取り組む必要があります。</li> <li>●広く市民に対して、障害者差別解消法の趣旨や障がい理解に関する周知啓発活動に引き</li> </ul>
---

続き取り組む必要があります。

- 障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携を図り、地域生活支援拠点の機能強化・充実に向けて取り組む必要があります。
- 地域共生社会の理念や高齢福祉等の取組との連携が求められています。

施策体系番号	4 - 4
名称	生活福祉

#### 取組の方向性（行政）

1 生活保護の適正な実施
2 生活困窮者自立支援法に基づく横断的な支援体制の構築

#### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
なし			

#### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護法に基づき必要な保護を行うとともに、生活相談・指導援助を通じ生活の安定と自立の助長を行いました。</li> <li>●ハローワークと連携し、早期の自立に向けた就労支援等を行いました。また、すぐに就労に結びつきにくい方については、就労体験など段階的な支援を行いました。</li> <li>●貧困の連鎖防止のため、子どもがいる世帯を対象に進学等に関する情報を掲載したリーフレットを用いて進学支援を行いました。</li> <li>●医療扶助費の増加を抑制するため、生活習慣病等の重症化予防に向けた、健康診査の受診勧奨など健康管理支援を行いました。</li> <li>●生活保護に至る前段階のセーフティネットとして、生活困窮者自立支援法に基づき、各種支援を行いました。</li> <li>●早期に困窮状態から脱却できるよう、支援プランを作成し、支援員が自立に向けて伴走型の支援を行いました。</li> </ul>
--

#### 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>●貧困の連鎖防止のために、進学に関する情報提供に加えて、養育状況に応じて子どもの学習・成育環境改善の支援を行う必要があります。</li> <li>●生活習慣病の重症化予防のため、健康診査受診後の支援など更なる取組を進める必要があります。</li> <li>●滞納や多重債務の解消を含めた家計改善に関する支援を行う必要があります。</li> </ul>
--

施策体系番号	4 - 5
名称	医療給付・保険制度

#### 取組の方向性（行政）

1 国民健康保険の適正な運営の推進
2 後期高齢者医療制度の適正な運用
3 老人・障がい者医療制度の持続可能な制度運営
4 介護保険の適正な運営の推進

#### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
なし			

#### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険第2期データヘルス計画に基づき、ジェネリック医薬品の普及啓発等の保健事業を実施するとともに、進捗管理を行いました。</li> <li>●平成30年度からの国民健康保険制度の広域化により制度が大きく変更されたことから、本市独自で制度変更に係るチラシを加入全世帯に配布し、丁寧な周知に努めました。</li> <li>●大阪府による激変緩和措置に加えて、本市においても独自に激変緩和措置を実施し、被保険者の国民健康保険料負担の増加に配慮しました。</li> <li>●府内統一国民健康保険料率に向けた保険料の設定において、急激な負担の増加に配慮するため、制度移行後の2年間は、緩やかな改定割合としました。</li> <li>●後期高齢者医療制度については、大阪府後期高齢者医療広域連合とともに、適正に制度を運用しました。</li> <li>●老人・障がい者医療制度については、大阪府における制度再構築を受けて、両制度を整理統合し、重度障がい者医療制度を創設しました。それに伴い、重度障がい者等の手続負担を軽減するため、令和元年度中に自動償還システムを導入します。</li> <li>●3年ごとに策定する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険制度の適正・円滑な運営に努め、要介護等認定率の低さが府内トップクラス、今期の介護保険料基準額が府内最低額となっています。</li> <li>●介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、地域密着型サービスの基盤整備に努め、サービス提供箇所数が順調に増加しました。</li> </ul>
---

## 今後の課題

- 国民健康保険制度の構造的な課題により、被保険者の保険料負担が重くなっている現状を踏まえ、負担が特に重い世帯の負担軽減を図る必要があります。
- 全ての市町村が前向きに国保運営に携わることができるよう、医療費適正化や保険料収納対策等への取組が適正に評価される適切なインセンティブの仕組みを構築する必要があります。
- 引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合とともに、後期高齢者医療制度を適正に運営していく必要があります。
- 引き続き重度障がい者の経済的負担を軽減し、医療の受診機会の確保を通じて、健康の保持と福祉の増進を図る必要があります。
- 今後、要介護等認定率が高い後期高齢者が大幅に増加する見通しであることから、これまで順調に推移してきた介護保険事業について、引き続き適正な運営を推進する必要があります。

施策体系番号	4 - 6
名称	健康づくり・保健

### 取組の方向性（行政）

1 健康づくりの推進
2 安全・安心を保障する医療体制の構築
3 食の安全の推進
4 精神疾患患者が充実した在宅療養をできる体制の推進
5 難病患者が安心した在宅療養をできる体制の推進
6 自殺対策の推進

### 指標の状況

指標		策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
健康寿命	男性	【健康寿命】 79.43年 【平均寿命】 80.61年 (平成25年)	【健康寿命】 80.58年 【平均寿命】 81.75年 (平成28年)	平均寿命の増加 分を上回る健康 寿命の増加
	女性	【健康寿命】 83.91年 【平均寿命】 86.62年 (平成25年)	【健康寿命】 84.54年 【平均寿命】 87.31年 (平成28年)	平均寿命の増加 分を上回る健康 寿命の増加
10万人当たりの3大死因による死亡数		193人 (平成25年)	180人 (平成29年)	188人
心身ともに健康であると思う市民の割合		73.8% (平成27年度)	76.1% (平成30年度)	80%以上
10万人当たりの自殺者数		14.9人 (平成26年)	12.2人 (平成30年暫定値)	12人以下

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市健康増進計画・食育推進計画である「第3次・健康たかつき21」（平成30年度～令和5年度）を策定し、全体目標として「健康寿命の延伸」を掲げ、健康づくりについて、市民一人ひとりが日常生活の中で積極的に取り組むとともに、地域、学校、関係団体、企業等と連携・協働しながら着実に推進しました。</li> <li>●府内において、先進的に胃内視鏡検査を導入（平成30年7月から）しました。</li> <li>●生活習慣病の発症予防及び重症化予防に向け、市民ニーズに応じた受診しやすい環境整備を図るとともに、個別勧奨や様々な広告媒体を活用した手法による受診勧奨を行い、</li> </ul>
--

各種健（検）診受診率の向上に努めました。

- 健康寿命については、大阪府公表データによると、平成 28 年において男性・女性ともに大阪府内（人口 13 万人以上）2 位となっています。
- 立入検査の実施等による医療安全の確保及び医療相談による市民と医療機関の信頼関係の構築により、市民の健康保持に寄与しました。
- 法に基づく医薬品等の供給体制を確保することにより、安全・安心を保障する医療体制の構築に寄与しました。
- 給食施設等に対して適切な栄養管理を目的とした指導・助言等により、給食施設利用者の健康に対する意識を高め、主体的に健康づくりに取り組むことに寄与しました。
- 市民の健康を脅かす感染症などの健康危機事案を防止し、市民の安全・安心な生活を守るため、国や大阪府、医療機関と連携し診療体制を整えるとともに、感染症患者及び家族の情報収集・疫学調査・感染防止策の説明等を実施しました。また、エイズや結核などの感染症に関する適切な知識の普及啓発を目的に成人祭や市民講座など市民への啓発を実施しました。さらに、エイズや性感染症のまん延を防止するため、相談及び抗体検査を実施しました。
- 「食品衛生監視指導計画」に基づき、市内飲食店及び食品製造施設等の衛生管理について監視指導を実施するとともに、市内で製造又は流通する食品について、収去検査を実施し、飲食に起因する健康被害の発生防止及び違反食品の流通防止に努めました。
- 食中毒予防街頭キャンペーン並びに市民及び食品関係事業者を対象とした講習会の実施により、食品衛生に関する知識の普及啓発を行いました。
- 医療機関を始めとする関係機関と連携し、未受診者や治療中断者など医療を必要としている方を医療につなぐとともに、地域で安定した療養生活が送れるよう、多職種による当事者や家族への精神保健相談を実施しました。また、精神疾患に関する正しい知識の普及、社会生活への理解を深めるために、市民講座や啓発活動による理解促進を図りました。
- 難病については、平成 27 年から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき医療費助成の対象として指定されている 333 疾患の申請経由事務を行うとともに、よりよい療養生活の環境整備に向けて、患者及び家族に対する家庭訪問などの個別支援、患者交流会や研修会、地域ケアシステムの構築をめざした保健・医療・福祉関係機関による会議を開催する等のほか、市民講演会を実施し理解促進を図りました。
- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策連絡協議会等を中心に関係機関と協働しながら、自殺対策基本法に基づく自殺対策計画を平成 30 年度に策定しました。街頭啓発キャンペーンや市民講座等により、自殺予防に関する市民への普及啓発を図るとともに、警察等と連携した自殺未遂者支援や相談窓口の周知により、早期対応、再発予防に努めました。また、ゲートキーパー養成研修を実施し、地域で自殺対策を支える人材の育成を行いました。



## 今後の課題

- 更なる健康寿命の延伸に向けて、引き続き、健（検）診による早期発見・早期治療の周知・啓発や受診環境の充実に努めるなど、各種健（検）診受診率の向上を図る必要があります。
- 医療機関に対する許認可業務や立入検査等について、引き続き適切に実施していくことが必要です。
- 薬局等に対する許認可業務や立入検査等について、引き続き適切に実施していくことが必要です。また、法令の認識不足に起因する違反を未然に防止するために、薬局開設者等に対する周知も必要です。
- 栄養管理報告書等の分析により、指導施設の優先度や指導内容の明確化を図るとともに、栄養成分表示の義務化等の制度の周知を行っていくことが必要です。
- 感染症については、新興感染症（新型インフルエンザなど）の発生や再興感染症の問題があり、国・大阪府の動向を注視しながら医療機関と連携し、診療体制を整えていく必要があります。また、結核についても依然として先進国としては高い水準の罹患率が続いており、薬剤耐性（薬が効きにくい）菌の発生を予防するため、結核薬の服薬確認（DOTS）の徹底が必要です。
- 大規模食中毒の発生に備え、職員のスキルアップに努めるとともに、迅速かつ適切な対応ができる体制整備を図り、危害の拡大防止に努める必要があります。
- 平成 30 年度の食品衛生法改正により義務化されたHACCPに沿った衛生管理について、食品関係事業者にも周知徹底する必要があります。
- 精神疾患については、従来の入院治療から在宅療養の方向に変化してきおり、医療を必要としている方や退院後に在宅療養される方への更なる対応と、地域生活を支える関係機関との連携強化が必要です。
- 難病患者が安心して在宅療養ができるための支援を医療機関を始めとする関係機関と連携しながら行っています。今後も、対象となる指定難病の疾病数の増加に対応し、地域保健活動を推進していく必要があります。また、在宅高度医療機器装置患者やその他の患者が災害時も安心して療養が継続できるよう、医療機関や関係機関と連携し、専門的立場から支援が必要となります。
- 自殺は精神保健上の問題だけでなく、様々な要因が複雑に関係しており、その多くが社会的な取組で防ぐことができると言われています。今後も自殺対策計画に基づき、地域におけるネットワークの強化、人材育成、市民への啓発、居場所づくりや適切な行政サービス利用など生きることの促進要因への支援を図るとともに、世代や状況・背景に応じた自殺対策を、行政、地域、関係機関・団体が連携しながら、地域の実情に合わせて包括的に推進していく必要があります。

施策体系番号	5 - 1
名称	農林業

### 取組の方向性（行政）

1 遊休農地の解消
2 林業経営基盤の確立
3 農林業施設機能の保全
4 農林業に関する各主体の協働体制の強化

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
人工林における健全な森林の面積	1,231 h a (平成26年度)	1,340 h a (平成30年度)	1,490 h a
農用地利用集積面積（利用権設定面積）	22.3 h a (平成25年度)	26.3 h a (平成30年度)	23.7 h a

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●遊休農地の解消を図るため、農業委員会、JAたかつき、実行組合及び本市等で組織される「遊休農地対策本部」及び「地区遊休農地対策協議会」において、現地での農地利用状況調査等を行い、農地再生利用に向け、地域等と連携して取り組みました。</li> <li>●森林施業の集約化や伐採材の搬出を効果的に実施するため、大阪府森林組合が行う「森林経営計画」の策定を支援しました。</li> <li>●農業基盤の整備を図るため、土地改良事業として各実行組合が実施した畦畔、農道、水路等の農業基盤整備工事や、学校学習田に供する水田の畦畔整備に対して支援を行ったほか、農業生産性の向上を図るため、農道の整備を行いました。</li> <li>●国のインフラ長寿命化計画に基づき、林道橋の個別施設計画の策定に向けた点検診断を実施しました。</li> <li>●三箇牧地区や五領・大冠地区で、国の事業を活用し、農道や水路等の共同維持管理活動のほか、農地を活用した景観形成活動に対して支援しました。</li> </ul>
---

### 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>●遊休農地対策については、関係者による継続した取組により、一定の成果は挙がっているものの、高齢化による担い手不足等の要因により、全般的には遊休農地は増加傾向にあるため、従来の農地の貸借の制度である「利用権設定」に加え、新たな貸借の制度である「農地中間管理機構」の活用や新たな担い手確保の支援等により、引き続き関係者が一丸となった取組が必要となります。</li> </ul>
---

- 農業の担い手の高齢化も進む中、地域が一体となった農地の保全や営農環境の向上のためには、農道を始めとする基盤整備を計画的に継続していくとともに、災害に強い基盤整備を図っていくことが必要となります。
- 森林・林業については、国や大阪府、大阪府森林組合との連携を図り、平成 30 年台風第 21 号による森林内の風倒木被害の早期復旧と二次災害の防止を迅速かつ計画的に行う必要があります。

施策体系番号	5 - 2
名称	商工業

### 取組の方向性（行政）

1 中心市街地におけるマネジメント機能の確立
2 にぎわいの創出につながる新たな取組に対する活動支援
3 魅力ある個店への出店支援
4 市内事業者への支援体制の強化
5 既存企業の流出防止と事業所増設の促進
6 企業誘致の推進
7 新たな土地利用の検討

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
中心市街地の歩行者通行量	69,780人 (平成25年度)	69,165人 (平成28年)	77,000人
事業所数	9,924か所 (平成26年)	9,320か所 (平成28年)	10,420か所
商業における年間販売額	5,159億円 (平成26年)	5,550億円 (平成28年)	5,420億円
製造品出荷額	3,786億円 (平成25年)	3,950億円 (平成28年)	3,980億円

### 主な取組や成果

<p>●中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を一体的かつ総合的に推進するため、平成29年に第2期「中心市街地活性化基本計画」を策定しました。</p> <p>計画の策定・推進に当たっては、まちづくり会社及び高槻商工会議所を中心とした「中心市街地活性化協議会」と連携、協議して取り組みました。</p> <p>また、前期計画で発生した中心市街地北東部のにぎわいを、エリア全体に波及させるため、「たかつき活性化塾」を開催した協議会を支援し、有志の取組であった芥川の「日之出町土曜市」を商店街組織としての活動に発展させるとともに、課題整理・資源の活用を図りました。</p> <p>●商業団体の振興支援として、「商業団体振興補助金」による支援を行い、基盤整備、災害対応、並びに夏祭り等の組織強化事業を支援しました。</p> <p>また、たかつきバル、高槻手作り市、TAKATSUKI唄まきStation、高槻唐揚選手権など、有志グループによるにぎわいづくりの活動を支援しました。</p>
---

- 創業支援等事業計画（平成 27 年度策定）に基づく「高槻創業支援ネットワーク」の枠組みを活用し、関係機関と市内創業の促進に向けて様々な取組を実施しました。  
高槻商工会議所と連携して「スタートアップセミナー」、「たかつき創業塾」、「たかつきシニア創業セミナー」を開催したほか、セミナー卒業生や創業者のフォローアップ（個別経営相談会、出前経営相談）を行い、創業の促進を図るとともに、創業後の持続的な経営を支援しました。  
また、まちのにぎわいづくりに資する新たな個店の出店に対し、「創業・個店支援事業」による支援を行いました。「創業・個店支援事業」を活用した店舗については、市のホームページで紹介したほか、PR 冊子を作成するなど、販路開拓につながる支援を行いました。
- 商業については、高槻商工会議所が行う、経営・税務・労務・金融など各方面にわたる事前予約制の「個別経営相談会（無料）」や、中小企業診断士・経営相談員が直接店舗を訪問し相談に応じる「出前経営相談」を支援しました。
- 中小製造業が行う騒音・振動・臭気を防止する設備の導入などに対して支援する「企業定着促進補助金」のPR を企業訪問や広報誌、HP 等で行い、良好な操業環境づくりを促進しました。
- 製造業等を始めとする事業所の新設等を促進する「企業立地促進条例」に基づき、市内企業の事業所の増設等を促進するとともに、市外からの企業誘致を行い、雇用機会の拡大や地域経済の活性化に寄与しました。

## 今後の課題

- 都市機能の増進と経済活力の向上を総合的かつ一体的に進めるためには、官民が一体となって中心市街地活性化に取り組む必要があります。
- 中心市街地の更なる活性化に向けて、まちのにぎわいづくりの担い手を育成し、自主的・継続的なエリアマネジメントの体制を確立する必要があります。
- 地域商業の担い手であると同時に地域活動に取り組む商店街等の商業団体が行う積極的な活動を継続的に支援する必要があります。
- 創業開始後 2 年で個人事業所の半分が廃業するという統計もあり、創業時の支援だけでなく、創業後の経営の安定化・持続化支援に取り組む必要があります。
- 「創業・個店支援事業」については、より多くの魅力的な店舗を創出していくため、関係機関との連携や新たな周知の手法を検討することで情報発信を強化する必要があります。
- 商業者への支援については、高槻商工会議所との連携をより密にし、経営相談等の事業実施を促す必要があります。
- 市内の製造業では、工場等の増設や住工混在に不安を抱えている事業者が少なくありません。これらの事業者が安心して操業できる環境を維持するため、企業ニーズ及び課題

等の把握と課題解消に努めるほか、民間事業者等と連携し、空き土地情報の提供を始め、奨励金や補助金制度の周知を図る必要があります。

- 企業誘致については、民間の関係団体等との連携により、市内外企業の立地ニーズの把握に努めるほか、空き土地情報の提供や、企業立地促進条例に基づく奨励金制度の周知を図る必要があります。
- 新名神高速道路の開通を契機に、高槻ジャンクション・インターチェンジ周辺での産業用地のニーズが高まっているため、多様な企業ニーズや立地環境の変化に対応するため、より効果的・持続的な立地支援策を実行していく必要があります。
- 高槻市成合南土地区画整理組合及び事業化検討パートナーが事業化の取組を進めているため、今後も本事業の進捗について注視する必要があります。

施策体系番号	5 - 3
名称	観光

### 取組の方向性（行政）

1 体験交流型観光の推進
2 摂津峡周辺活性化の推進
3 インバウンド対応の検討・推進
4 観光情報の発信と連携の推進
5 高槻らしい食・お土産・名物づくりの推進
6 観光基盤と体制整備の推進

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
宿泊者数	92,619人 (平成26年)	79,785人 (平成30年度)	68,700人
観光施設利用者数	792,775人 (平成26年)	900,052人 (平成30年度)	800,000人
市内の鉄道駅の非定期利用者の乗車人員数	18,000千人 (平成25年度)	17,922千人 (平成29年度)	18,900千人

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市にあった都市型の観光スタイルとして、平成28年度から体験交流型観光イベント「オープンたかつき」を観光協会や商工会議所と連携して実施しました。</li> <li>●摂津峡周辺活性化プランに基づき、摂津峡周辺のサイン看板等の整備、ハイキングマップの作成、体験プログラムの実施など市民、事業者、関係団体等との連携・協働により、摂津峡周辺の活性化を推進しました。</li> <li>●観光協会などと連携し、外国人の観光ニーズを把握するため、留学生を対象とした観光プログラムを実施し、アンケート調査を行ったほか、英語版の観光パンフレットの作成、観光案内所におけるタブレット端末への翻訳アプリの導入など、インバウンド対応を検討、推進しました。</li> <li>●はにたんを活用してのプロモーション、JR京都駅や大阪駅、阪急梅田駅などの主要駅における観光PRイベント、観光協会と連携したWEB情報やSNSなど、効果的な情報発信を展開してきました。</li> <li>●商工会議所の「たかつき土産」認定制度やその販路開拓の支援、高槻うどんギョーザの会のB1グランプリを始めとした食イベントの支援などを通じて、高槻らしい食・お土産・名物づくりを推進しました。</li> </ul>
--

- 市有地を活用したホテルの誘致、観光情報コーナーの整備、観光協会との連携や機能強化の支援などを通じ、観光基盤と体制整備を推進しました。
- 上記の取組を総合的に推進することで、宿泊者数や観光施設利用者数などの目標値を達成しました。

#### 今後の課題

- 「オープンたかつき」について、事業を効率化させつつ、内容の充実を図る必要があります。
- 安満遺跡公園や芥川山城跡といった歴史遺産を活用した、プロモーションや体験プログラムの拡充に取り組む必要があります。
- 大阪・関西万博を見据え、大阪に来訪する観光客を本市に呼び込む観光施策、プロモーションを展開する必要があります。
- 市有地に誘致したホテルの事業者と連携した観光施策を推進する必要があります。



施策体系番号	5 - 4
名称	労働福祉

### 取組の方向性（行政）

1 地域の実情に応じた雇用・就労の促進
2 雇用・就労の機会・場の創出
3 働きやすい職場環境の推進

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
ワークサポートたかつき窓口相談数	12,997件 (平成26年度)	9,916件 (平成30年度)	20,000件

### 主な取組や成果

<p>●就職困難者の雇用・就労の促進を図るため、就職困難者を対象とした面接会、セミナー等の実施や若年者資格取得支援助成金等を支給しました。また、雇用の促進と安定を図るため、事業主や障がい者を対象とした啓発講演会や雇用相談を実施するほか、障がい者を雇用する事業主に対し、雇用奨励金を支給しました。</p> <p>●市民の円滑な求職活動を支援するため、ハローワーク茨木と共同で「ワークサポートたかつき」及び「マザーズコーナー」を運営し、求職者に対する職業紹介・自己検索機による求人情報の提供等を行いました。また、「マザーズコーナー」では、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など総合的な就職支援を行いました。</p> <p>その他、市民の雇用・就労を促進するため、求人企業・関係機関等の協力による「合同企業説明会」、「3市1町合同就職面接会」を実施しました。</p> <p>●三島地域の4市1町（高槻市・茨木市・摂津市・吹田市・島本町）が共同でワークルールセミナーを開催するとともに、市民・勤労者からの様々な労働に関する相談について、専門相談員が適切な助言を行う労働相談を実施しました。</p> <p>また、企業における様々な人権問題の解決を図るため、市内の事業主や人事労務担当者を対象とした事業主人権啓発講演会を開催するとともに、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、技能者の技術水準の向上を図るため、技能功労者表彰を行いました。</p> <p>さらに、企業向けの広報紙「ワーキングニュース」を年4回発行し、法令改正や各種啓発を行うほか、高槻地区人権推進員企業連絡会が行う人権に関わる研修会・講演会の開催支援、高槻市勤労者互助会が実施する給付事業・福利厚生事業を支援することで、働きやすい職場環境を推進しました。</p>
---

## 今後の課題

- 就職困難者の雇用・就労の促進を図るため、効率的かつ効果的な就労支援体制の構築に取り組んでいく必要があります。また、女性から中高年まですべての求職者にきめ細かな就労支援を行えるようハローワーク茨木との協力体制をより強化する必要があります。
- 全国的に障がい者の雇用実績が向上する中で、平成 30 年 4 月から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が追加され、民間企業の法定雇用率が 2.2%に引き上げられたことに伴い、企業の障がい者雇用のニーズは高まっています。そのため、市内の事業主等に対して、障がい者就労関連の広報活動を積極的に行い、参加者・対象企業の増加を図る必要があります。また、障がい者雇用の場の創出につながる講演会の参加者や雇用奨励金の利用を増やすため、市広報誌・ホームページ等を活用して本事業の広報活動を積極的に行っていく必要があります。
- 大企業と比べ、知名度や待遇面で総じて不利な状況にある中小企業からの「就職面接会」へのニーズは強いものの参加者は減少傾向にあります。参加企業の情報をより強く発信するなど、雇用のミスマッチの低減を目指した取組が必要となっています。
- 勤労者や事業主等を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。中でも労働条件や職場環境をめぐる法的問題については、社会的関心が高まっており、参加者のニーズにあったセミナー等を開催する必要があります。
- 事業主人権啓発講演会については、参加者が減少傾向にあることから、関係団体と連携し、より参加者のニーズに合った講演会を開催するとともに、広報誌等を活用することで参加者の増加を図る必要があります。

施策体系番号	6 - 1
名称	温暖化対策・緑化

### 取組の方向性（行政）

1 高効率発電施設の導入 2 創エネ・省エネ機器等に対する補助制度の推進 3 環境教育の推進及び環境保全活動の担い手の育成 4 市民協働による緑化の推進
---

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
本市域の化石燃料由来エネルギー消費量	20,600TJ (平成24年度)	23,300TJ (平成28年度)	17,600TJ
市街地における緑視率	15.7% (平成26年度)	17.8% (平成30年度)	20%

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●高槻クリーンセンターにおいて、老朽化した第一工場を創エネルギーの核となる高効率発電施設を有する第三工場に更新する工事が計画どおり完了し、平成31年4月から運転を開始しました。</li> <li>●市民に対して省エネルギー・創エネルギー機器の設置に係る費用の一部を補助しました。</li> <li>●民間事業者に対して省エネルギー設備導入に係る費用の一部を補助しました。</li> <li>●温暖化対策・ヒートアイランド対策として緑のカーテン大作戦を実施しました。</li> <li>●環境保全活動の担い手の育成を目的に「たかつき市民環境大学」を開講しました。</li> <li>●市民の環境意識の醸成のため、市内環境保全活動団体と協働して、「たかつきエコフェスタ」や「環境展」を実施しました。</li> <li>●市域から排出される温室効果ガスの削減を目的に「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」を推進するとともに、学識経験者・市内環境保全活動団体・事業者・環境行政等から組織される「地球温暖化対策実行計画協議会」を開催しました。</li> <li>●自治会等への緑化樹、花苗の配布を行い、市民の緑化活動を支援しました。</li> <li>●園芸教室、花と緑のまちづくり講座等を実施して人材を育成するとともに、都市緑化フェア等を開催して市民への緑化意識の啓発を行いました。</li> <li>●事業者等が建築等の開発行為を行う際に、緑化に関する協議及び指導を行いました。</li> <li>●樹林保護地区等の所有者へ管理助成金の交付、ホタルや野生鳥獣の保護、有害鳥獣の捕獲許可、アライグマ捕獲器の設置・回収、ヨシ原保全のための調査や支援を行いました。</li> </ul>
--

## 今後の課題

- 地球温暖化対策については国・大阪府と一体となり、ひいては世界全体が同じ方向を目指すことによって始めて達成できるものであるため、地方自治体としては市民・事業者への啓発を強化していく必要があります。
- 地域の環境保全活動の担い手を育成するため、市内環境保全活動団体と連携を強化するとともに、団体間のネットワークを強化し、各種イベント等を活性化していく必要があります。
- 市民・事業者の環境活動を活性化するため、市民団体等との連携強化を図るとともに、環境保全活動の担い手を育成する必要があります。
- 市民が積極的に緑化活動に参加できるよう、緑化意識の啓発や緑化のための技術やノウハウを習得する機会の提供、市民間でのネットワークの構築が必要です。
- 大型野生獣の出没が多く、人身被害等の発生が懸念されており、その防止を図るため、地域や関係機関と連携した有害鳥獣対策が求められています。
- 生物多様性地域戦略の策定が努力義務として求められており、外来生物等を含む生物多様性に対するの市民意識の更なる向上を図る必要があります。

施策体系番号	6-2
名称	環境保全・廃棄物

#### 取組の方向性（行政）

1 工場・事業場への監視指導の実施
2 公害パトロールの実施
3 関係機関との連携強化
4 生活排水対策の啓発
5 食品ロスの削減
6 2R（リデュース・リユース）の推進
7 適正排出に向けた啓発
8 効率的なエネルギーセンターとしての焼却処理

#### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
都市河川の水質（BOD）	①芥川 1.1 mg/ℓ ②檜尾川 1.9 mg/ℓ ③番田井路 3.2 mg/ℓ (平成26年度)	①芥川 0.8 mg/ℓ ②檜尾川 1.2 mg/ℓ ③番田井路 3.6 mg/ℓ (平成30年度)	①芥川 1.0 mg/ℓ ②檜尾川 2.0 mg/ℓ ③番田井路 5.0 mg/ℓ
公害苦情件数	103件 (平成26年度)	79件 (平成30年度)	80件
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	633g (平成26年度)	639g (平成30年度)	570g
市民1人1日当たりの事業系ごみ排出量	285g (平成26年度)	279g (平成30年度)	292g
リサイクル率	19% (平成26年度)	20% (平成29年度)	24%

#### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●大気汚染物質の常時監視、公共用水域や地下水に含まれる有害物質等の定期的な測定、幹線道路や住宅地における騒音・振動の定期的な測定などの環境モニタリングを実施しました。大気や水質に係る環境基準は、これまで同様、ほとんどの項目で達成しています。</li> <li>●排水や騒音・振動等の発生源となる事業場に対する定期的な立入や測定、構造や設備変更の届出受付など、事業活動に対する環境保全対策の指導・助言を行いました。</li> <li>●事業活動に伴う市民からの苦情の受付と、これを踏まえた事業者に対する指導・助言を</li> </ul>
--

行いました。

- 土壌汚染対策、アスベスト対策、土砂埋め立て等の規制、ペット霊園の設置許可、空間放射線量の測定、化学物質管理制度の運用、ダイオキシンの測定、PM2.5成分分析など、今日的な環境保全ニーズへの対応を実施しました。
- ごみの減量を図るため、ペットボトルの分別収集を開始しました。
- ごみの発生抑制、減量化、資源化の活動を実践している小売店、飲食店、サービス事業等の店舗をエコショップとして認定し、その取組を市民に広く紹介し支援することで、循環型社会の形成を推進することを目的としたエコショップ認定制度を開始しました。
- 日常生活や事業活動における環境負荷の軽減に向け、住民・事業者が自らのライフスタイル・ビジネススタイルを再考し、ごみ及び二酸化炭素の排出抑制を図る契機とするため、「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を、北摂7市3町と事業者で締結しました。
- 分別の誤りによって不適正に出されたごみの取り残し措置を実施する中で、その頻度の高い自治会等に対し分別状況等の聞き取り及び啓発活動を行うとともに、啓発看板の紹介・配布を行いました。
- 小・中学校及び自治会等に対し出前講座を実施し、ごみの分別・減量・リサイクル等についての講演を行いました。
- 平成30年度から従来の啓発に加え、子育て家庭におけるコミュニケーションツールを兼ねた新たな視点からの啓発手段として、小学校4年生に対して「ごみ分別ゲーム」を、5歳児に対して「ごみ分別啓発絵本」をそれぞれ作製・配布し、子どもに対する幼少期からの分別意識の定着に加え、保護者等には分別意識の再認識を図るための取組を開始しました。
- エネルギーセンター第二工場、第三工場を安定的に稼働させ、ごみ焼却の過程で発生する熱エネルギーを有効活用したごみ処理発電を行い、効率的なエネルギーのリサイクルに取り組みました。

## 今後の課題

- 引き続き、環境モニタリングや事業場に対する環境保全対策の指導・助言等を通じて、環境負荷の低い事業活動と快適な市民生活の確立を図ります。
- 今日的な環境保全ニーズに対して、適宜適切な対応を図ります。
- 集団回収奨励金制度の拡大は、市のごみ処理経費の削減やリサイクル率の向上にもつながることから、今後も制度の周知を図り、利用拡大を目指します。
- ごみの適正な排出の実現には、排出者それぞれの意識の向上が不可欠であり、継続的な啓発が重要であることから、現状の取組を粘り強く継続していく必要があります。
- 竣工から20年以上が経過しているエネルギーセンター第二工場の施設延命化のため、基幹的施設整備事業の実施など、施設の適正な管理運営を図る必要があります。

●積極的なサーマルリサイクルによるごみ発電の取組を進めていくため、エネルギーセンター第二工場、第三工場の運転及び整備計画を一体的に行う必要があります。

施策体系番号	7-1
名称	コミュニティ・市民公益活動

### 取組の方向性（行政）

1 コミュニティ振興
2 NPO支援
3 高槻まつり開催の支援

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
地区コミュニティ加入率（対総世帯数）	50.87% (平成27年6月)	46.78% (令和元年6月)	65%
市内NPO認証法人数	99団体 (平成27年3月)	98団体 (令和元年7月)	120団体
市民によるまちづくりが進んでいると思う市民の割合	56.4% (平成27年度)	57.1% (平成30年度)	65%以上
市と市民・団体との協働事業件数	486件 (平成26年度)	470件 (平成30年度)	530件
地域活動に参加している市民の割合	40.5% (平成27年度)	35.5% (平成30年度)	50%以上

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ市民会議や地区コミュニティが取り組むまちづくり活動を支援しました。特に、防災活動では、地区防災会の立ち上げに向けた支援や、市全域大防災訓練における避難所運営訓練の構築を行うなど、コミュニティ組織の強化に向けた取組を協働して進めました。</li> <li>●コミュニティセンター11館において、エレベーターの設置を計画的に進めました</li> <li>●ボランティア・NPO活動の拠点施設である市民公益活動サポートセンターを支援することで、NPOやボランティア団体など様々な団体が集い、協働した取組が行われました。</li> <li>●高槻まつりの開催を支援し、市民意識の高揚とともに、まちの賑わいの創出を図りました。</li> </ul>
---

### 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>●少子高齢化やライフスタイルの多様化等によりコミュニティ活動への参加や関心が低下するなど、地区コミュニティの加入率はわずかつ減少している状況です。</li> <li>●コミュニティセンターについては、利用者に安全に利用していただけるよう機能維持を</li> </ul>
---



図るとともに、運営手法等を含めた地域活動拠点施設の在り方について研究を進める必要があります。

- 市内NPO認証法人数は増加している反面、事務所移転や解散する法人もあることから、法人数はほぼ横ばいの状況です。
- 高槻まつりが安全に開催できるよう引き続き支援を行うとともに、収支のバランスの取れたまつり運営が行われるよう、助言等を行う必要があります。

施策体系番号	7-2
名称	人権・男女共同参画

### 取組の方向性（行政）

1 人権教育・啓発の推進
2 人権擁護・保護機能の充実
3 男女共同参画の推進
4 女性に対するあらゆる暴力の根絶
5 非核・平和意識の高揚

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
個々の人権が尊重され、差別や偏見のない住みよいまちになっていると思う市民の割合	68.7% (平成27年度)	67.2% (平成30年度)	75%以上
男女が性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができるまちになっていると思う市民の割合	55.9% (平成27年度)	65.2% (平成30年度)	65%以上

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●PTA、公民館、コミュニティセンター、企業などに対して、人権啓発指導員の派遣や外部講師のコーディネート等を行い、様々な人権課題について、ともに学ぶ機会を提供しました。また、各中学校区別に組織された地区単位会において、講座・研修会を実施するとともに、人権啓発活動の中心的人材や地域活動の指導者などの人材を養成するため、研修会などを実施しました。</li> <li>●人権講演会「心の豊かさを求めて」、「人権連続講座」、「人権を考える市民のつどい」などを開催したほか、広報誌における特集記事の掲載、人権・文化啓発コーナーの整備、街頭啓発などの人権啓発活動を行いました。</li> <li>●多様化・複雑化する人権問題に対応し、市民の人権を擁護するため、「人権110番」を設置し相談に応じました。また、人権擁護機能の充実を図るため、人権特設相談所を開設し、人権擁護委員が相談に応じました。</li> <li>●社会経済情勢の変化に対応するため、平成25年度から取り組んできた「男女共同参画計画」の中間見直しを平成29年度に行い、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定も踏まえて「男女共同参画計画」を改定しました。</li> <li>●性別による固定的な役割分担意識を解消する啓発を推進するため、男性の家事・育児・</li> </ul>
--

介護等への参画や理解を深めることに注力し、地域団体やボランティア団体等と連携して、各種講座を実施しました。また、女性が能力を伸ばし、積極的に活躍し、将来にわたってキャリアアップしていけるよう、人材養成のための講座を継続して実施しました。

- 女性が抱える悩みは、自身の問題だけではなく、家族や地域、社会環境などと深くかかわっています。本市は、従前よりDV相談、女性一般相談に取り組んできましたが、平成30年度には、DV相談、女性一般相談とも、配偶者暴力等相談員が担当することで、様々な女性の悩みにワンストップで対応できる相談体制としました。
- 毎年8月に「平和展」を開催し、非核・平和事業の取組を行いました。また、「日本非核宣言自治体協議会」や「平和首長会議」と連携し恒久平和の実現に向けた取組を行いました。

#### 今後の課題

- 広報誌での人権啓発特集記事の掲載など、人権啓発の推進・充実を図っていく必要があります。
- 人権尊重の理念を市民に広めるため、人権擁護委員制度の更なる周知を図る必要があります。
- 審議会等における女性委員の割合を増やすことを始め、行政や職場、地域などのあらゆる分野における施策の立案、決定など、社会的な意思決定過程への女性の参画拡大に引き続き努めていく必要があります。
- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けては、家庭や職場、地域等あらゆる分野において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、社会における制度や慣習の見直しに向けた市民意識の醸成に努める必要があります。
- 戦争を直接知る世代が高齢化するなか、「原爆の恐ろしさ」や「平和の尊さ」などを後世に伝えていく継続的な取組が求められます。

施策体系番号	7-3
名称	市民生活

### 取組の方向性（行政）

1 市民参加促進事業の推進
2 市政に対する市民意識やニーズの把握
3 市民生活相談業務のワンストップサービスの充実
4 消費生活相談業務の充実と消費者教育の推進
5 コンビニにおける証明書等の交付

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
消費者啓発事業参加人数	2,091人 (平成26年度)	1,918人 (平成30年度)	2,500人

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市政への理解を深める場や意見・提言を頂く場として、「職員出前講座」や「市長と語るタウンミーティング」を開催し、市民参加促進事業の充実に努めました。タウンミーティングでは、コミュニティ組織の他にも様々な分野で活動する市民団体との開催に取り組みました。</li> <li>● 施策決定や行政運営の参考とするため、市民意識調査を年2回実施し、市政に対する市民意識やニーズの把握に努めました。公職選挙法改正を機に対象者を18歳以上に引き下げ、若年層の意識を反映できるようにする一方、ウェブ回答を一部導入し、回収率の向上に取り組んでいます。</li> <li>● コールセンター運営においては、市民の利便性及び満足度の向上を図るため、その場で回答できるワンストップサービスの充実に努め、高い一次回答率を維持しました。</li> <li>● 消費生活相談業務の充実については、複雑化・高度化する相談に対応するため、国や大阪府が行う研修や大阪弁護士会が開催する事例検討会への積極的な派遣を通じ、消費生活相談員のスキルアップを行いました。また、顧問弁護士による助言や国民生活センター、製品評価技術基盤機構等の関係機関との連携により、専門的な相談への対応力の強化を図りました。</li> <li>● 消費者教育の推進については、消費者自身が合理的な意思決定を行うことや被害に遭った場合に適切に対処するなどの能力を身に付けるため、各種講座や講演会など様々な機会を捉え、情報提供や啓発活動を行いました。特に、消費者としての基盤を育成する教育現場においては、教員向けには消費者教育推進のための授業手法についての研修を行</li> </ul>
---

い、保護者向けには若年層を取り巻く消費者トラブルやその被害防止についての研修等を実施しました。

あわせて、令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられることを見据え、その影響について、中学校教員への研修及び市立中学校3年生全員に啓発クリアファイルを配布し、教員側と生徒側双方への消費者教育に取り組みました。

また、被害の多い高齢者やその支援者等に対しては、特殊詐欺や悪質商法等の被害の未然防止のため、高槻警察署や協力団体、関係機関と連携し、「特殊詐欺等未然防止キャンペーン」の実施や支援者向けに消費生活相談員による「くらしの移動講座」を行うなど、情報発信、啓発活動等の取組を行いました。

- 市民がマイナンバーカードを利用し、コンビニ等で住民票などの取得ができるように、コンビニ交付システムの構築を行い、平成28年12月から証明書コンビニ交付サービスを開始し、市民の利便性の向上を図りました。
- 証明書コンビニ交付サービスに利用するマイナンバーカードの取得勧奨を行うとともに、窓口での申請時に顔写真無料サービスや支所・公民館等での出張申請受付サービスを実施することにより、普及促進を図りました。

#### 今後の課題

- 市民ニーズの把握、各種施策の実施・運営のための重要な手段の一つとしての市民意識調査の回収率を向上させる取組が引き続き必要です。
- コールセンター運営における一次回答率を高く維持し、市民の利便性及び満足度を向上させるため、今後もFAQの充実に常時努めていく必要があります。
- 令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられ、若年層を取り巻く環境が大きく変化するとともに、消費者被害の拡大も懸念されます。そのため、若年層を対象とした消費者教育を推進し、自身の消費生活を多面的に考え、主体的な行動ができる消費者の育成が必要となります。
- 証明書コンビニ交付サービスを利用できる店舗が、コンビニ以外、スーパーやドラッグストアなど順次拡大されており、利便性が更に向上されていることを周知する必要があります。
- マイナンバーカードの普及促進については、国において「マイナンバーカードの普及及びマイナンバーカードの利活用の促進に関する方針」が決定され、今後、交付希望者や更新手続等の事務処理が増加することが予想されます。そのため、マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進体制を整備する必要があります。

施策体系番号	7-4
名称	文化芸術・生涯学習

### 取組の方向性（行政）

1 文化施設の整備・維持管理
2 文化芸術・生涯学習活動の推進

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
市内の文化施設への来訪者数	119.3万人 (平成26年度)	118.4万人 (平成29年度)	120万人

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●新しい文化芸術の創造・発信拠点となる新文化施設について、「新文化施設管理運営計画」（平成30年3月）を定めたほか、新築工事に着工するなど、整備を進めました。</li> <li>●文化ホールについて、計画的な維持管理による長寿命化を図るため「文化ホール長期修繕計画」を策定し、これに基づき外壁修繕やトイレ改修工事を行いました。</li> <li>●クロスパル高槻において、空調改修を実施したほか、施設の在り方について検討を開始しました。</li> <li>●生涯学習センターにおいて、多目的ホールの大規模改修を実施しました。</li> <li>●市民団体と連携し、文化祭や美術展等の文化事業を実施しました。</li> <li>●（公財）高槻市文化振興事業団が行う文化事業のほか、市民・文化団体の活動を支援しました。</li> <li>●高齢者や障がい者などが文化芸術に触れる機会や、子どもたちの創造性を育む機会を創出するため、アウトリーチ事業を実施しました。</li> <li>●全国の自治体としては初めて（公社）日本将棋連盟と包括連携協定を締結し、将棋文化の振興を図るとともに、将棋を活用した地域活性化に取り組みました。</li> <li>●市民が気軽に音楽を楽しむ機会を創出するため、高槻市音楽家協会と共催で、サロンコンサート（クロスパル高槻）やロビーコンサート（生涯学習センター）を開催しました。</li> <li>●けやきの森市民大学講座において、市民ニーズに応じた講座を展開すべく、定期的な事業の見直しを行いました。</li> </ul>
---

### 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和4年度の新文化施設開館に当たり、新しい文化芸術の創造・発信拠点として事業を充実させることが重要です。あわせて、他の拠点文化施設との一体的な管理運営や事業</li> </ul>
---

展開の可能性について検討する必要があります。

- クロスパル高槻においては、大規模補修が必要となるとともに、老朽化が進む中で適切な維持管理が不可欠となります。
- けやきの森市民大学講座については、社会状況や市民ニーズを的確に捉え、地域資源も活用した特色ある講座となるよう取り組みます。

施策体系番号	7-5
名称	スポーツ

### 取組の方向性（行政）

1 機会の創出
2 人材の育成
3 環境の整備

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
体力の衰えや運動不足だと思ふ市民の割合	約80% (平成24年度)	68% (平成30年度)	約60%
成人の年1回以上のスポーツ実施率	58.2% (平成24年度)	62.7% (平成30年度)	80%
成人の週1回以上のスポーツ実施率	29.7% (平成24年度)	44.6% (平成30年度)	50%
大規模スポーツイベントの参加者数	2.0万人 (平成26年度)	3.1万人 (平成30年度)	3.6万人
市内のスポーツ施設への来訪者数	150.3万人 (平成26年度)	145万人 (平成30年度)	173万人

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツ振興とその充実を図るため、各種スポーツ団体等に対し補助金を交付することなどにより、大会や教室等の運営を支援し、市民のスポーツをする機会の拡充に努めました。</li> <li>●学校体育施設開放の管理運営業務を各小中学校の学校開放運営委員会に委託し、地域住民のスポーツ振興を図りました。また、スポーツ推進委員を各小中学校区に配置し、主催事業の実施や地域におけるスポーツの指導・助言等を行いました。</li> <li>●市民がスポーツをするきっかけを提供するため、高槻市民スポーツ祭やクロスカントリー大会等の大規模スポーツイベントの充実を図ったほか、子どもを対象にした合同スポーツ体験教室を創設しました。</li> <li>●市民が安全・安心にスポーツをする環境を整備するため、「総合スポーツセンター内総合体育館保全計画」を策定するなど、市内スポーツ施設の計画的な維持管理に努めました。また、スポーツ施設の管理運営を指定管理者に委任し、効果的かつ効率的な施設運営を行いました。</li> </ul>
---



#### 今後の課題

- あらゆる世代の市民がスポーツに親しむことができるよう、スポーツ教室の拡充等、スポーツをするきっかけづくりに努める必要があります。
- 市民が常に安全・安心に利用できるよう、スポーツ施設の計画的な維持管理を実施する必要があります。また、市民のスポーツをしたいというニーズに対応するため、より一層、効率的かつ効果的に施設を運営していく必要があります。

施策体系番号	8 - 1
名称	行財政運営

### 取組の方向性（行政）

1 公共施設等の最適化に向けた取組の推進
2 情報システム最適化の検討
3 全庁共通基盤の導入の検討

### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
効率的な行財政運営が行われていると思う市民の割合	64.3% (平成27年度)	65.3% (平成30年度)	70%以上

### 主な取組や成果

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共建築物の維持管理・更新に関する組織横断的で統一的な方針として、「公共建築物最適化方針」を策定しました。</li> <li>● 主要建築物の利用状況やコスト情報などをまとめた施設カルテを公表しました。</li> <li>● 公共施設に対する関心や利用状況を把握するため、市民アンケート調査を実施しました。</li> <li>● 公共施設の個別施設計画の策定支援及び進捗管理を行っています。</li> <li>● 公有資産の利活用に向けた枠組みを整理し、有効活用に向けて取り組んでいます。</li> <li>● 平成27年に高槻市情報システム最適化検討委員会を設置し、検討を行った結果、平成28年12月に、「クラウドを利用したサーバ統合」「共通基盤構築」「ホストコンピュータシステム再構築の検討」「ITガバナンスの強化」の4項目を基本方針として掲げる「情報システム最適化・再構築計画の方針」を策定しました。</li> <li>● 「クラウドを利用したサーバ統合」については、コストの削減やセキュリティの強化等を目的に外部のデータセンターを活用したクラウドサービス（IaaS）の利用を平成30年度から開始しました。</li> <li>● 「ITガバナンスの強化」については、IT資産管理台帳の整備により全庁的な情報システムの把握を行いました。また、全庁的な出力機器の配置を見直し、耐用年数が過ぎたプリンタを平成30年度から段階的に複合機へ統合や置換えを行い、執務スペースの確保及び長期的なコストの削減に取り組んでいます。</li> </ul>
---

### 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設の老朽化が進む一方で、予算の確保が困難となることが想定されるため、公共施設等の劣化状況を的確に把握し、効果的に予算を充当していく必要があります。</li> </ul>
--

- 公共施設等の統廃合や複合化・再配置等により総量の最適化を目指すとともに、公有資産の有効活用により財源の確保に努める必要があります。
- 「クラウドを利用したサーバ統合」については、サーバ仮想化に適していると判断したシステムから順次、サーバをクラウドへ移行する必要があります。
- 「共通基盤構築」「ホストコンピュータシステム再構築の検討」については、令和元年度から検討を行います。
- 「ITガバナンスの強化」については、IT資産管理台帳によるITコストの更なる可視化を進め、一層の適正化に向けて取り組みます。

施策体系番号	8-2
名称	情報発信

#### 取組の方向性（行政）

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内向け情報発信の強化と、市外向け情報発信の継続的实施</li> <li>2 各種メディアを通じた情報発信の機会の創出</li> <li>3 情報発信のパートナーとなる企業・団体等とのタイアップ</li> <li>4 情報発信ツールの質の向上と効果的な活用</li> </ol>
--

#### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
「本市が推進している施策や、地域の魅力などに関する情報」を市から得られていると思う市民の割合	67.2% (平成27年度)	58.9% (平成30年度)	75%以上

#### 主な取組や成果

<p>●平成25年1月から、本市が有する魅力ある地域資源や特徴的施策などを市内外に積極的かつ効果的に情報発信することで、本市の良好な都市イメージを定着させ、生産年齢世代を始めとした定住人口の社会増を目指し「定住促進プロモーション事業」を実施し、ファミリー世帯の転入促進と転出抑制、「子育てのまち高槻」というイメージの定着に一定の効果がありました。</p>
---

#### 今後の課題

<p>●ファミリー世帯に加えて、人口移動の総数が多い単身世帯や夫婦世帯にも訴求力のある情報発信などに取り組む必要があります。</p>
--

### 第3部 計画の推進に当たって

#### 指標の状況

指標	策定時	現状値	目標値 (令和2年度)
合計特殊出生率	1.35 (平成25年)	1.39 (平成29年)	1.44以上 (平成32年)
社会増減数(転入-転出)	-568人 (平成21~25年の平均)	-316人 (平成26~30年の平均)	プラスに転じる (平成28~32年の平均)
産学官連携及び地・学連携をした事業数	296件 (平成26年度)	244件 (平成30年度)	360件
行政サービス全般に満足している市民の割合	73.9% (平成27年度)	71.0% (平成30年度)	85%以上
職員の対応に満足している市民の割合	76.8% (平成27年度)	77.9% (平成30年度)	85%以上
市民1人当たりの市税等の収入額	157,149円 (平成26年度決算)	158,260円 (平成29年度決算)	159,200円
連結実質赤字比率	- <算出値がマイナス> (平成26年度決算)	- <算出値がマイナス> (平成29年度決算)	- <算出値がマイナス>
将来負担比率	- <算出値がマイナス> (平成26年度決算)	- <算出値がマイナス> (平成29年度決算)	- <算出値がマイナス>

## 高槻市行財政改革大綱に基づく取組状況

平成 27 年度を始期とする行財政改革大綱においては、将来にわたってあらゆる世代の市民が安心して暮らせる行政サービスを持続的に提供していくため、「健全な財政運営の維持に向けて黒字財政の継続や効率的な行財政運営に取り組み、安定した自治体経営の基盤を確立すること」を目標として以下の目標値を設定し、取組を推進してきました。平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間の実績は次のとおりです。

### (1) 行財政改革における目標と達成状況

平成 27 年度以降、「『黒字』継続」という実質収支状況の目標を達成することができています。一方、「効率的な行財政運営が行われていると感じる市民の割合」の項目については、平成 27 年の 64.3%から 1 ポイント上昇し、65.3%となりましたが、目標値である 70%を目指し、取組を推進する必要があります。

項目	目標値等	決算			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実質収支状況	「黒字」継続	黒字	黒字	黒字	黒字
効率的な行財政運営が行われていると感じる市民の割合※	70%以上 (令和2年度)	64.3%	—	—	65.3%

※市民 2,000 人を対象としたアンケート調査結果

### (2) 計画期間における取組項目の進捗状況

平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間で、実施計画に掲げる取組項目が実施に至った事業は、250 事業中 199 事業となり、80%の実施率でした。各視点ごとの実施率及び主な取組は次のとおりです。現時点で実施に至っていない事務事業についても、計画期間中の実現を目指し、引き続き、取組を推進します。

#### ①行政経営にかかる視点

取組事業数	実施事業数	実施率
67件	50件	75%

#### 【主な取組】

- ・「住民情報関連事業」など 15 事業について、マイナンバー制度の導入に伴い、事務の効率化や市民の利便性の向上を図った。

- ・「税証明発行事務事業」など3事業について、証明書等のコンビニ交付を開始し、市民の利便性の向上を図った。
- ・「民間学童保育室助成事業」など2事業について、民間事業者を活用して行政サービスの向上と経費の節減を図った。

#### ②組織構造・人材活用にかかる視点

取組事業数	実施事業数	実施率
32件	30件	93%

#### 【主な取組】

- ・「安満遺跡整備事業」など21事業において、連携体制の構築により業務の効率化と成果の向上を図った。
- ・職員定数の最適化に努めたほか、職員研修等を通じて職員の能力向上を図り、効果的・効率的な組織体制の構築を図った。

#### ③公共施設等の管理・運営にかかる視点

取組事業数	実施事業数	実施率
50件	35件	70%

#### 【主な取組】

- ・「公共施設等総合管理計画」や「公共建築物最適化方針」に基づき、各公共施設について計画的な維持管理を行い、財政負担の軽減・平準化を図った。

#### ④財政構造にかかる視点

取組事業数	実施事業数	実施率
101件	84件	81%

#### 【主な取組】

- ・「債権管理事業」など9事業において債権回収の強化を図るとともに、「建築物耐震補助事業」など31事業において国・大阪府の補助金の更なる活用を推進することにより、歳入の確保を図った。
- ・「環境科学センター運営事業」など25事業において、事務事業の見直し等により事業費の削減を図った。

### (3) 財政効果額の累計

平成30年度実績までの財政効果額の累計は、7億9,520万9千円となりました。取組内容ごとに見ると、「①歳入の確保」の取組では「(イ) 公有資産の活用(貸付・売却)」で最も財政効果額が出ており、未活用資産の効果的な活用について取組を推進してきた結果が表れています。また、債権回収の強化などの既存の歳入増の手法だけでなく、新たな財源の確保に向けた取組も積極的に行われました。

一方、「②歳出の節減」の取組では、業務の効率化などによる事業費の削減に加え、ゼロベースでの事業の見直しの結果、事業の縮小や廃止につながっています。

取組項目(大分類)	取組内容(中分類)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
①歳入の確保	(ア)債権回収の強化	97,397	7,311	12,339	3,269	120,316
	(イ)公有資産の活用(貸付・売却)	152,274	45,574	51,417	17,280	266,545
	(ウ)広告事業の導入・活用	817	6,059	662	1,486	9,024
	(エ)新たな財源確保事業の導入	0	22	9,670	34,728	44,420
	(オ)国・府の補助金の更なる活用	0	2,500	148,667	100,040	251,207
	<b>合計</b>	<b>250,488</b>	<b>61,466</b>	<b>222,755</b>	<b>156,803</b>	<b>691,512</b>

取組項目(大分類)	取組内容(中分類)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
②歳出の節減	(ア)事業費の節減	38,775	18,558	4,324	3,723	65,380
	(イ)事業の縮小・廃止	0	1,180	19,690	17,447	38,317
	<b>合計</b>	<b>38,775</b>	<b>19,738</b>	<b>24,014</b>	<b>21,170</b>	<b>103,697</b>

なお、事務事業単位での把握が困難な市全体の組織構造や財政構造に係る取組も含めると、以下の項目において、普通会計の歳出決算で10億8,307万8千円の減となっています。

(千円)

項目	平成27年度	平成30年度	増減
人件費	20,227,017	19,806,265	▲ 420,752 (▲2.1%)
物件費	15,515,719	14,853,393	▲ 662,326 (▲4.3%)